

平成 3 1 年

# 大蔵村議会会議録

第 1 回定例会      3 月 5 日 開 会  
                         3 月 8 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

平成31年 3 月 5 日（火曜日）

第 1 回 大蔵村議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成31年 第1回大蔵村議会定例会会議録

---

平成31年3月5日（火曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育委員会次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第1号

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 村長の施政方針

第5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案に加え、平成31年度の予算を審議する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても、村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正にして妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が大きい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し、衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により1番早坂民奈議員、2番佐藤雅之議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日3月5日から3月8日までの4日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって会期は本日3月5日から3月8日までの4

日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので御了承願います。

次に、産業建設常任委員会より、所管事務調査の報告書が提出されております。ここで産業建設常任委員長より報告をしていただきます。9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告します。

#### 1. 調査事項

冬期間の村内道路・積雪状況調査について

#### 2. 調査結果

別紙のとおり

本委員会は、委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とする事項として、冬期間の村内道路・積雪状況調査を実施したものであります。

朗読して報告にかえさせていただきます。

産業建設常任委員会では、2月5日、冬期間の村内道路状況調査を実施いたしました。

調査までは、昨年同様、豪雪の様相を呈しており、気温が高くなり降雨がありましたが、短期間で降雪があり、平年並みで推移しているように感じているところでありました。

調査当日は晴天に恵まれ、村内をくまなく巡回してきましたが、地域それぞれ降雪量や積雪量の違いこそあれ、住民の生活から分離することのできない冬の厳しさを改めて痛感したところでありました。

国県道はもとより、幹線的村道については除雪が行き届き、通勤、通学や日常生活に支障を来すような危険箇所は見受けられませんでした。一部山間部では小規模な表層雪崩や車両に接触のおそれのあるブッシュが散見し、通行上危険と判断されることから、雪庇除去や適宜その対応をお願いしたところでもあります。

一方、地区によっては消雪施設の老朽化やパイプのつまり等が原因で一部支障を来しているため、引き続き管理者である山形県に対し、改善の要望を行う必要を感じました。

このような中、大坪地区に設置された暴風雪柵の効果や、沼の台地区、上山橋付近で実施し

た雪崩防止のための斜面の成形は一定の効果が見られました。

冬期間の除雪計画は、村道管理延長137.1キロメートルのうち、除雪車両の能力や道路事情を考慮し、約61.8キロメートルを計画路線として、除雪機械14台をもって冬季交通の確保に努めているわけですが、全国的にも名立たる豪雪地であります。行政と除雪に携わる業者等関係者の努力により地域住民の安心と安全が確保されていることに感謝し、安堵したところであります。

今後とも、除雪体制日本一の標榜どおり、除排雪体制の充実強化を切にお願いし、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、議会運営委員会より、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで議会運営委員長より報告していただきます。8番中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） 所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告します。

#### 1. 公共事業推進事項及び調査事項

- 1) 一般国道458号の整備促進 外8件
- 2) 国会傍聴等議会運営の取り組みについて

#### 2. 調査結果

別紙のとおり

本委員会は、公共事業の整備促進を図るため、県選出国會議員への要望書の提出とあわせて、より円滑な議事運営を図ることを目的に、衆議院予算委員会を傍聴してまいりました。

朗読して報告をさせていただきます。

公共事業の早期促進を図るため、議会運営委員会は1月30日から31日の日程で上京し、本県選出国會議員に加藤衆議院議員と舟山参議院議員、そして大沼参議院議員の3名を訪問し、一般国道458号の整備促進、主要地方道戸沢大蔵線の整備促進、東北中央自動車道建設促進、一般国道47号・地域高規格道路「新庄酒田道路」の整備促進、農業競争力強化基盤整備促進とあわせて、今後、大雪等も予想されたため、村道や家屋の除排雪など豪雪対策支援についても要望してまいりました。

特に、一般国道458号の整備促進については、本県の産業経済や社会経済を支える大動脈となる路線で、市町村道路網と密接なかかわりを持つ、最も重要な役割を果たす路線でもあり、新大蔵橋を含む清水から合海地区までの第1期、第2期施工区間が完成し、住民の安心・安全

が図られたところでありますが、引き続き白須賀から上竹野地区までの第3期施工区間及び熊高工区の一層の事業促進と、肘折温泉から寒河江市幸生間の災害防止対策などに大きな期待を寄せるものであります。

その後、議会運営の取り組みを研修するため、国会議事堂において衆議院定例会を傍聴してまいりました。

安倍首相の演説に対し、玉木雄一議員が質問をし、答弁を受けるところでございましたが、時折、答弁者近くにおいて議員が参集し打ち合わせを行う光景がたびたび見られました。これは、国会対策委員会の会議で、発言や討論内容を審査し、円滑な国会運営を進めるための会議でありました。

議論を適正にかつ真摯に進めるため委員会が開催され、適切かつ妥当な決議が得られますよう国会運営がなされていることに、議会運営委員会として、その責任を深く感じてまいりました。

傍聴した経験を生かしながら、大蔵村議会においても、より円滑な議事運営をもって適正な議決が得られますよう、なお一層の努力をしてみたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 村長の施政方針

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、村長の施政方針に入ります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

施政方針に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

暦の上では、あす6日が啓蟄を迎えるわけでありましてけれども、ことしの冬は2月中旬ごろから雪が降らず、まさに暦どおりの春を感じるきょうこのごろであります。

そういった何かと気ぜわしい、そしてお忙しい中、傍聴いただきました村民の皆様方には心から厚く御礼を申し上げるものであります。

また、説明員として御出席いただきました土屋代表監査員さんと国分農業委員会会長さんのお二人には、きょう1日よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、施政方針に入ります。

平成31年度施政方針。

（はじめに）

平成31年村議会3月定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員皆様並びに村民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成31年は、明治22年、町村制施行とともに大蔵村が誕生してから130周年の記念すべき年を迎えます。一言に130年と申し上げますが、この間、言い尽くせぬ多くの苦難があったことと思います。こうした苦難を乗り越えられ、大蔵村の発展に御尽力いただきました数多くの皆様方に感謝と敬意を表します。

今、我が国は急速に進む少子高齢化とともに、地方における人口減少といった問題、課題に直面しております。本村においても、これまでさまざまな定住促進策を実施してまいりましたが、高齢化とともに出生者数の減少や、若い方々を中心に、進学や就職等に起因した転出等により人口減少に歯どめがかからない状況が続いておりますが、今後も先人の方々の御苦勞に報いるためにも、国における取り組みを注視しながら、機を逃すことなく本村の人口減少対策への取り組みを強力に推進してまいります。

私は村長就任以来、一貫して村政運営における基本姿勢として「直接対話による住民総参加の村政」を心がけてまいりました。これは、村政をあくまで村民の一致した力が必要との思いからでございます。

これまで行ってきた村政座談会でも、村政運営に有益な御意見を数多くいただいてまいりました。こうした村民の方々との御意見、御要望を考慮し、大蔵村としては、国の予算や施策を注視しつつ、平成の次の時代を見据えた村づくりの考えのもと、平成31年度については、施策の継続に留意しながら、「安心・安全な村づくり」「人材の育成」「産業の振興」「福祉の充実と生活環境の整備」を政策の柱として掲げ、限られた財源の中、施策の優先順位を踏まえた、進取の気概を持って行政運営に当たってまいります。

(安心・安全な村づくり)

まず、安心・安全な村づくりについて申し上げます。

安心・安全な村づくりは、定住促進の上でも重要な要素であります。本村は豪雪地帯であることや、地形的、地質的に災害の発生が多い地域と言われており、過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験しております。昨年も、大雪に始まり、4月の融雪災害や、8月には二度にわたり避難をお願いする豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が発生をいたしました。また、全国的に多発する自然災害の報道に触れ、改めて自然災害の恐ろしさを痛感しているところがあります。

こうしたことから、災害発生時における対応について日ごろから備えることが重要と考え、

危険箇所の把握と点検に努め、災害発生の未然防止、さらには防災拠点施設の整備や、自助、共助の観点から住民同士の助け合いを促す自主防災組織の充実、自治消防団における設備更新など機能強化にも努めてまいります。

特に、防災拠点施設の整備につきましては、統合した学校跡地を活用し、整備を進めてまいりましたが、ことし完成予定の肘折地区での整備を一区切りとしたいと考えております。

大規模な災害の発生時は、救助活動などで道路が重要な役割を果たします。このようなことを考えますと、本村の道路網はいまだ脆弱と感じます。災害発生時に限らず、日常生活においても平穏な生活を維持し、安心して産業活動や通勤、通学ができる道路整備の必要性を強く感じているところでございます。

国においても、平成31年度予算に防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を予算化しております。これを活用しながら、村として迂回路などダブルルートの確保を図りつつ、生活環境の向上につながる道路網の確立を視野に、整備促進に傾注してまいります。

また、役場庁舎等については、災害発生時においても有効に機能し、業務継続が確実に行われなければなりません。水害や地震などさまざまな災害に対し、業務継続に支障を来すことがないように、役場庁舎等のあり方について、さまざまな角度から検討を重ねてまいります。

昨年12月、県では「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定しました。これは、近年の短期集中的な降雪による被害の甚大化、高齢化を伴う人口減少による除排雪支援ニーズの拡大、雪を魅力ある資源として活用するための新たな取り組みの展開、雪国の快適な暮らしを実現する新たな技術の開発に対する期待の高まりなど、従来の枠組みを超える動きが顕著になっていることを受け、自助、共助、公助による総合的な除排雪の推進、雪の利活用による産業振興や地域活性化などを積極的に展開することにより、全ての県民が安心して暮らせる「いきいき雪国やまがた」を実現するというものでございます。村といたしましても、この条例の基本的な考え方に立ち、雪に強い村づくり、雪を利活用した地域活性化に県とともに鋭意努力してまいります。

さらに、全国的に高齢者に起因した交通事故が多発している状況から、村では高齢者に対し運転免許証の返納を促しております。これまで29名の方から御理解、御協力をいただきました。今後とも、交通事故の撲滅を目指し、村民の方々とともに活動を展開してまいります。

あわせて、運転免許証を返納した方々でも気軽に出かけることができる公共交通の充実に配慮しなければなりません。利用者の声をお聞きしながら、村営バスの利便性の向上に努力いたしてまいります。

こうした取り組みを着実に進め、安全で安心な暮らしやすい村づくりに努めてまいります。

(人材の育成)

次に、人材の育成について申し上げます。

私は、村づくりは人づくりにあると考えております。そうした考えに基づき、これまでに子育て支援、教育環境の充実に力を注いでまいりました。特に、将来を担う子供たちには教育環境の整備を図り、学校における教育の充実とあわせ、村営学習塾「おおくら未来塾」の充実による学習意欲の向上を目指しながら、楽しく学び合う環境の整備を進め、みずからの夢を実現できる学力を身につけさせたいとの思いを強く持っております。その成果も徐々にあらわれてきているものと感じております。

昨年の全国学力テストの結果では、小学生は全国平均及び県平均を大きく上回り、中学生においても県平均を保つ結果となりました。さらに、スポーツ活動や文化活動においても子供たちの頑張りが顕著にあらわれております。村として、こうした子供たちの頑張りをさらに側面から応援してまいりたいと考えております。

あわせて、子供たちには郷土に愛着心を持ち、1人でも多く大蔵村にとどまり、村発展の担い手となっていただけるよう地域の方々の御協力をいただくとともに、教育委員会、学校と連携して地域行事への積極的な参加についても努力してまいります。

さらに、村に寄せられた浄財を基本財産とした奨学金制度についても、山形県と共同で実施している若者定着奨学金返納支援事業や、看護師を目指す方々に限定した返還支援修学資金貸付制度など返還支援事業の対象として拡充し、次世代を担う子供たちの夢の実現を支援してまいります。

また、定住の促進による人口減少対策の一環として、子育て支援の充実につきましては、これまでも特に傾注してまいりました。他市町村に先駆けた子育て支援住宅の設置や大蔵村保育所におけるゼロ歳児からの保育受け入れ、学童保育、各種予防接種についても一部を除き無料で手軽に受けられる体制の整備など、子育て環境の改善に努めたところでございます。

さらに、昨年より村内保育所の3歳から5歳児までの保育料の無償化を実施しております。

国の施策として、ことし10月からの消費税増税にあわせ、幼児教育、保育の無償化がスタートしますが、村として国の方針を見据え、子育て支援の充実に意を配する覚悟でございます。

また、多くの御父兄の皆様方から御要望いただいております学童保育の対象年齢の拡大については、学童保育実施場所の関係もあり、すぐに要望にお応えすることはできませんが、いろいろな角度から検討を続けてまいります。

あわせて、保育事業、幼児教育、義務教育の連携強化についても、その効果や課題などについて検討を行い、連携の是非を判断してまいります。

(産業の振興)

次に、産業の振興について申し上げます。

大蔵村の集落は、その多くが農山村集落であり、少子高齢化の進行は産業の衰退を招くばかりでなく、こうした集落の存続すら危うくしております。私は、これまでも足腰の強い農業の振興や、肘折温泉を核とした観光業の振興に意を配してまいりました。

今後についても、村民の方々、そして村議会の皆様方とともに、農業や観光産業を「稼げる」元気な産業にしていくことが今日の行政に課せられた大きな課題であると考えております。

私は、若いころから「国のもといは農業である」と教え込まれてまいりました。農地は作物の生産の場だけでなく、国土保全や水の涵養など多面的な機能を果たしており、こうした機能が失われることが、ひいては集落の存亡にもかかわる事態となるとの教えと考えているところです。

昨年8月の集中豪雨により農地や農業施設に大きな被害が発生し、農地の持つ多面的機能の維持が危機的状況となりました。村として、農家の方々の営農意欲が失われることがないように、国や県の支援を得ながらその復旧・復興に努めておりますが、これからもきめ細やかに対応してまいります。もちろん村独自の支援体制、補助を最大限行ったところでもあります。

御承知のとおり、本村の農業は近年、園芸作物の産出額が著しい伸びを示しております。さまざまな制度を活用しながら、新規就農者への総合支援事業に重点を置いた取り組みを展開した結果、毎年数名程度の新規就農者も確保されております。

また、昨年4月から農産加工施設が本格稼働しております。村では、この活用を活用し、気象条件から施設園芸の導入が困難な山間地域での農業振興を目指しており、早い段階で生産組織を立ち上げ、加工施設を利活用し、農業所得の増加を図ります。それとともに、大蔵村の新たな特産品の開発と、村の魅力向上に意を配してまいります。さらに、個々の農家の方々による6次産業の実践者や担い手となる方々の掘り起こしとともに、意欲のある方々の起業についても強力で支援を行ってまいります。

水田農業に目を向けますと、圃場整備事業も順調に進んでおり、新たに圃場整備事業実施を模索する地域も増加してきております。事業の推進を図る上から、有利な事業採択となるよう、土地改良区の村一本化を強力で推進し、集落営農や農業生産法人の設立など経営基盤の強化を図り、あわせて農地集約や高収益作物の導入についても、地域の実情を考慮しながら、関係者

とともに検討をしております。

山間地域の農業は小規模な耕地面積から、国が進める農業の大規模化に取り組めない状況にあります。こうした地区では農業機械の更新もままならず、やむなく離農する方も見られるようになってきました。こうしたことは生活基盤を失うことになり、近い将来、離村につながるものと憂慮しております。

こうした負の連鎖を断ち切るため、村として、営農意欲があっても国の補助事業に取り組むことのできない山間地域の農業経営者を対象とした農業機械導入支援事業を創設し、農業経営継続を支援してまいりました。昨年は多くの方々の御意見をお伺いし、中古農機具についても補助の対象としたことから、多くの方にこの制度に取り組んでいただきました。これからも利用者の意見を伺いながら制度の見直しを行い、営農意欲の維持、向上を支援してまいります。

一方、中山間地域の営農意欲の維持に大きな役割を果たしてきた中山間地域等直接支払交付金事業の第4期の対象期間は平成31年度が最終年度となっております。大蔵村にとって、この制度は欠くことのできない重要な事業でございます。議員皆様方の御協力をいただきながら、国に対してその必要性を訴え、第5期の事業として制度が維持されるよう強力に運動を展開してまいります。

観光産業の振興であります。肘折温泉を核とした本村の観光産業は、旅行形態の変化や全国的な人口減少に伴う国内旅行者の減少などから大変厳しい状況が続いております。こうした状況を打破するため、村ではここ数年、過去最大規模の観光支援策を講じてまいりました。現在も、豪雪や温泉、棚田などの地域資源を生かし、他市町村との地域資源を活用した旅行商品を企画、肘折温泉などの観光関係者と協力し、観光誘客活動に精力的に取り組んでおります。

また近年、外国人旅行客が地方を訪れることがふえてまいりましたので、雪を活用した冬期間の観光振興策としてインバウンド事業への取り組みを進めるなど、新たな観光客の獲得のため投資を行っております。

いろいろな課題があることも承知しておりますが、それぞれの課題について一つ一つ丁寧に解決策を探りながら事業を推進することにより、この投資が近い将来大きく花開き、新たななりわいの創出につながるよう、観光産業に携わる方々とともに努力をしております。

最近の傾向として、空港を拠点として肘折温泉を訪れる方々が多く見受けられるようになりました。こうした傾向に伴い、空港からの二次交通の確保が重要となります。これまで取り組んできた山形空港からの二次交通確保とともに、仙台空港からの二次交通確保にも県の支援を得ながら取り組んでまいります。

さらに、近い将来、東北中央自動車道の延伸により首都圏とつながることになります。これにより、これまでなじみの薄かった福島県や関東北部の方々の来訪が容易になることが予想されることから、この機を逃すことなく、先行投資の観点からも、福島県や関東北部への観光PRに努めてまいります。

また、村内の小規模事業者を対象とした、国や県の小規模事業者持続化交付金事業に対し、村独自に補助金を上乘せし、旅館業や商工業の設備改装など積極的に支援してまいります。

こうした一つ一つの取り組みと、観光産業に携わる方々の熱意が相互に相まって、肘折温泉の振興につながるものと確信をしているところであります。

(福祉の充実と生活環境の整備)

次に、福祉の充実と生活環境の整備について申し上げます。

御承知のとおり、住民の福祉の増進を図ることは地方自治の基本でございます。私は、村が行う各種事業は全て住民福祉の向上につながるものであり、村民の方々がその担い手であると考えております。今後とも、住民総参加の村づくりを牽引してまいります。

地域で生活している高齢者が地域住民と気軽に集い、触れ合いを通じて生きがいづくり、仲間づくりを進め、介護予防学習や閉じこもり防止の観点から、各地域においてふれあいサロン事業を展開しております。今後においては、このサロン事業を拡大する形で、福祉型小さな拠点づくり事業を展開してまいります。

この事業は、地域住民や元気な高齢者など住民主体の有償ボランティアによる、高齢者の健康と暮らしを支える地域のきずなと仕組みをつくり、高齢者などが安心して地域に暮らすことができる生活支援、介護予防を目的とした事業でございます。将来的には、高齢者の見守りやごみ出し、除雪等といった生活支援や、子供たちや障害を持つ方々など、多世代の方々も対象とした取り組みになるよう努力をしてまいります。

医療の面から申し上げますと、村唯一の医療機関である診療所と連携し、子供たちの健康維持に努めてまいります。特に、ヘルシーティース事業による口腔衛生教育や保育所におけるフッ素洗口により子供たちの虫歯の罹患率が非常に低い、すばらしい成績となっており、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

また、検診事業についても、その内容の充実や利用しやすい料金体系を構築したことにより、受診率も高く、疾病の早期発見につながるとともに、生活習慣の改善が実践され、住民の健康維持が図られております。同時に、妊婦健康診査事業や特定不妊治療に対する支援、新生児を持つ母親への相談や支援の充実を図り、不安の解消に努め、安心して子育てができる環境の整

備にも努めてまいります。

私は、先ほども触れたように、急激な人口の減少は地域活力低下の大きな要因と考えます。一部地域においては、高齢化の進展とともに、生活の基盤である集落の疲弊が見受けられるようになりました。地域の活性化にとって、人口減少にいかんにかんがわれられるかが大きな鍵となります。

そうした考えに立ち、分譲団地の造成に着手をいたしました。子育て支援住宅を退去した方々の受け皿として、また村内外からの移住先として、ことしからの分譲開始を目指していますが、さまざまな補助事業と組み合わせ、若い方々でもマイホームの夢と希望がかなえられるような事業展開を図ってまいります。

こうした子育て支援、福祉の充実した村づくりを進め、「住んでよかったと思っただけの村」の実現に向け、勇猛精進してまいります。

(おわりに)

さきに述べたように、大蔵村はことし、村制を施行以来、一度も合併をすることなく、当時の行政区域を維持して130年の節目の年を迎えます。これは、県内でも大蔵村のみであり、誇りに感じているところであり、これを契機として、さらに円熟した地方創生を進め、大蔵村の飛躍につなげてまいります。

また、村内からは縄文の遺跡が発掘されており、古くから人々の営みがありました。こうした長い歴史の積み重ねと先人の皆様の御努力によって作り上げられた多くの地域資源が村には残されており、これからは、こうした先人からの受け継いだ世襲財産である地域資源を全村民の御協力のもと、大きな実りとして次の世代へ継ぐ努力を重ねていかなければならないと考えます。

そうした考えのもと、2020年には全国棚田サミットを大蔵村で開催いたします。120ヘクタールにも及ぶ広大な棚田が生産の場として活用され、維持されている、そうした状況を全国に発信し、さらに地域資源を守り、磨き上げ、棚田米の付加価値を見出してまいりたいと考えております。

我が国は人口減少社会を迎えました。さらに、総人口の減少率を上回るペースで生産年齢人口が減少しており、労働力不足が顕著になってきております。本村においても、担い手の方々が極端に少ない状況となっております。こうしたときこそ誰もが生きがいを感じ、その可能性を大きく開花できる一億総活躍社会の実現に大きな期待を寄せるものであります。村としても、誰もが担い手として村づくりに参画できる、そんな支援策についても検討し、地方自治の究極

の目標である総合的な住民福祉の向上に努めてまいります。

私は、村長として3期目の任期を間もなく終えようとしておりますが、この間を振り返って、継続するということは大きな力との思いを強くしているところであります。12年の任期の中で、国や県との大きな人脈をいただくことができました。村政を運営するに当たって、この人脈が大きな力となっております。大蔵村は、県内で最も人口規模の小さな村ですが、この大きな力を盾に、小さな村だからこそできる、村民の方々の顔が見える、福祉向上を目指し、村民皆様方が心を寄せ合った協働の村づくりに邁進する覚悟でございます。

以上、村政を担う私の基本的な考え、基本方針の一端を述べさせていただきました。これら施策の実現のため、今後とも村民の皆様、議員の皆様方には特段の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、平成31年度の施政方針といたします。

終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

きょうは7名の方の質問があるそうですので、時間がかかるとは思いますけれども、大変よろしく願いいたしたいと思います。

私は村長に2点の質問をいたします。この2点とも以前から、各議員から何回も質問がありました。その都度、何らかの答弁はありましたけれども、結果的に、質問はしても、答弁は答

弁で終わり。今まで何の進展もありません。村長も私も任期はあとわずかになりました。そこで、この区切りとして質問しますので、実効性のある答弁を期待します。

まず、1点目でありますけれども、「空き家の危険性と解体への考え方」についてであります。

村内では、移転等により放棄した家や死亡などにより住民のいない空き家が多くなってきました。時代の流れと言えればそれまでですが、それらによる弊害が特に冬期間に多く見られます。屋根からの落雪による生活道路の閉塞や、倒壊などによる通行どめなどが多発しており、時には人命にかかわる事故も考えられます。

特に問題なことは、その都度、地区代表や隣近所が自主的に片づけなければならないことでもあります。自主性やボランティアも大切なことですが、それには限りがあります。

空き家の撤去には、経費や個人財産等の問題があり、容易に解決できる問題ではないが、だからといって、このままにしておいてはならないことでもあります。

住民の自主性や理解も大事なことです。過去に何回も議員の質問に対して、難しい問題であると答弁していますが、難しい問題だとわかっているのであれば、なおさら行政として何らかの手段を講じるべきではないかと私は思います。考えを伺います。

次に、2点目の「高齢者向けの住宅建設を考える時期では」という質問に入ります。

村内どの集落を見ても、高齢者のひとり暮らしや老人夫婦だけの家庭が多くなってきました。自活のできない人や体に障害のある人は施設等の利用で対応できますが、自活が可能な人でも、ひとり不安を抱きながら心細く暮らしている人が多く、今後ますます多くなることが考えられます。会話もなく、ただその日をむなしく過ごしていることは耐えがたきことであり、また、あってはならないことであると私は思います。

本人の意思や理解、財政などの多くの問題はあると思いますが、ただ時間の流れに任せておくことは行政とは言えません。村では子育て支援を積極的に行っていますが、これも将来のためには大事なことでありますが、それはそれとして、現在直面している、高齢者が仲間とともに楽しく余生を送る対応の一環として、集合住宅等の建設も考える時期ではないかと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「空き家の危険性と解体への考え方」「高齢者向けの住宅建設を考える時期では」という、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の質問ですが、議員御意見のとおり、私も空き家が及ぼす弊害の大きさについては認識をしております、その対応については苦慮しているところであります。

近年、全国的に空き家が増加しており、建物の不適切な管理や老朽化による倒壊、雑草の繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下や地域の景観悪化など、さまざまな問題を引き起こしております。

本村では空き家の実態調査を行った結果、住宅43軒、作業所11軒を確認しておりますが、台風時期や冬期間による倒壊、落雪などの弊害を起こしているものも見られます。そのたびに、当該地区代表が持ち主や親戚関係者等に連絡をとり、対策を講じているのが現状であります。持ち主が連絡を受けて現場を確認した結果、解体に及んだケースも数軒ございます。このように、倒壊した住居の後片づけや解体などできる方はわずかでありますけれども、対応している持ち主もおります。

私は今までも申し上げてまいりましたが、村が主体となって廃屋などの取り壊しや処理などは困難であると考えております。個人財産であり、権利関係など法的な面や費用負担、公平性の問題もありますし、仮に景観を配慮して村で対応したとしても、今後、離村される方が、家屋の解体はいずれ村で行ってくれるものと拡大解釈し、逆に空き家がふえる要因の一つにもなりかねないと思います。人口減少対策が急務な折、政策的にもいかなるものかと思えます。

平成26年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、国の空き家対策などを本村の現状に重ね合わせてみると、まだまだハードルは高く感じられますので、今後のさらなる国の法的整備に期待するものであります。

また、平成29年2月22日に山形県行政書士会と空き家の有効活用や適正管理等の推進について協定書を交わしておりますので、指導や協力を仰いでいきたいと思っております。

空き家対策は全国で問題になっておりますが、村としても空き家による事故等が発生しないよう早目早目に各地区との連絡、連携をさらに密にしながら、できる範囲内で対応したいと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の「高齢者向けの住宅建設を考える時期では」という質問にお答えいたします。

議員からは、子育て支援対策だけでなく、高齢者対策の施策として、高齢者用の集合住宅を建設する時期ではないかとの御提案をいただきました。

議員御意見のとおり、村長就任以来、村の宝となる子供たちのために子育て支援を積極的に展開してまいりました。もちろん子育て住宅の建設だけでなく、子供を産みやすく育てやすい村として、他市町村に先駆けて取り組んでおります。

一方で、高齢者に係る支援についても多種多様の事業を介護保険事業とあわせ展開していることは御理解いただいていることと存じます。

私は、この村で今の私たちが笑顔で豊かな生活を送ることができるのは、高齢者の皆様方が築き上げてくださった礎あってのことで、その御努力と行動力、そして創造力に深く敬意と感謝の意を表したい。そうした思いを常に持っております。

さて、議員御意見の、高齢者のみの世帯は、平成26年に161世帯が、平成30年には224世帯と、63世帯ふえ、全世帯に対する割合も15.8%から22.31%と6.5ポイント上昇しており、おおむね4世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっている状況であります。

それを踏まえ、議員からは、不安を抱えながら心細く暮らす人の多くが、むなしく過ごす生活は耐えがたく、ともに楽しく余生を送ることができる集合住宅の建設をという御意見をいただきました。村といたしましては、ひとり暮らし老人等の除雪扶助や冬期間の巡回事業、社会福祉協議会で行っているヤクルト無料配付など、できる限り高齢者の方々の生活に寄り添う行政運営を心がけております。

また、健康寿命を延ばす取り組みとして、地区サロンへの支援や、介護予防として、介護を必要としない体づくり教室など、地域ごとの取り組みに重点を置くことで、声がかけやすく地域内で参加しやすい交流の場づくりに取り組んでおります。現在、13地区にサロンがあり、それぞれの地区の要望と支援内容を検討しながら、無理のない活動を行っていただいております。議員の地元ではサロン事業の取り組みはありませんが、輪投げ、口腔ケア、舌圧測定、介護予防などを開催しております。

こうした活動は、ともに時間を過ごす中で、気になっていることや困っていること、他人の意見を聞いてみたいなど、お互いの意見や考えを話し合う場合となっております。また、自由に意見やアイデアを出し合うことで他者との問題を共有し、自分の気持ちや考えに気づくこともあると思います。

こうした取り組みをさらに充実させるため、31年度において、福祉型小さな拠点づくり事業を展開する計画をしておりますので、その事業推進について御検討いただければと思います。

また、議員御承知のとおり、村には特別養護老人ホーム翠明荘に付随しております生活支援ハウス翠があります。この施設は、高齢者が独立して生活することに不安のある方に、安心して生活の場を提供する施設となっております。もちろん入居者数に限りもありますし、利用条件、また利用料金等の経費が必要となりますが、ぜひ使用したいとの意向がありましたら御相談いただくようお願いいたします。

なお、この問題については一般質問としてたびたび取り上げられております。また、村総合戦略に示しておりますとおり、高齢者が安心して暮らせる一時移住や共同生活など、住民が支え合える仕組みづくりなど、将来的には交流施設的な施設と連結した集合住宅が必要ではないかと思えます。いずれにしても、使用料の自己負担や建設にかかる費用など財政的な課題もありますので、現在どのような施設が設置可能で利用しやすいのか熟慮しているところでございます。

今後とも、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 2点質問してありますので、1点ずつふえて、やらせていただきたいと思えます。

空き家問題なんですけれども、今、答弁では、幾つかの問題点や留保など、詳しい説明がありました。例えば、空き家を活用した転入者、若者定住促進支援など、理想的な考えでありますけれども、今までいずれも全く進展がなかったと思えます。そのかわりといっは何ですが、村では住宅分譲地の造成などを着手しており、これは本当に大事なことで、さらにこの事業に取り組むことは大事であります。

しかしながら、それによつてますます大蔵では、空き家対策がおろそかになってはいけません。先ほどは、放置家屋の弊害を申し上げましたが、これは本当の現実の問題であり、もはや理想を語ったり、予想したりの時期ではありません。すぐにしなければならぬ現実問題であります。

そこで考えられることなんですけれども、空き家の解体に関して、国や県で行っている補助事業の活用や、例えば経費を一時、村で立てかえ、その後、所有者には分割返済をしていただくなどの方法はないのでしょうか。これはもちろん、何十軒もある全戸とは言いませんが、特に、先ほど申し上げたとおり、緊急性がある、危険である、また住民生活に悪影響を与える家屋なども調査する必要があります。

私もいろいろと空き家対策を調べてみました。国で行っていることなんですけれども、国交省で行っている特定空家解体撤去貸金補助事業というのがあります。この事業は既に秋田県の湯沢市、山形県の米沢市、庄内町、鶴岡市などが取り組んでおります。何年も全く住んでない空き家対策の一環として取り組むことも解決策の一つではないかと思えます。

また、先ほどの答弁では、個人の財産であるから手は出せない。空き家の取り崩しを全て村でやると、かえって空き家が出るのではないか。国が行っている事業は、村としてハードルが

高いのではないかという、全て予想だけで、実際の行動には至っていません。

この問題に関して、所有者と話し合いはあったのか。あったのであれば、どのような話し合いがなされたのか。また、それと同じことでもありますけれども、道路や建物の敷地も個人所有地であるはずで、それらについては十分な話し合いがされているのに、空き家に関して話し合いができないのはなぜなのか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第1回目の質問の中で、佐藤議員からは、村として何の手だても考えていない、あるいは進展がなかったというふうなことについては、私はそう捉えておりません。実際に効果も上げています。

まず1つは、村が働きかけて、建設協会やそういった方々に、ボランティア、そして重機を使っていただいて、実際に村の方も職員も参加して、そういったことを行っております。

一番肝心なことは、村のそういった予算を果たして個人財産というふうな捉え方の違いだと思います。今、佐藤議員が言った、道路とかそういうものは、それでは個人財産ではないのかというふうな、次元が違います。そういったことでの考え方ということに私は考えてございません。

一番大事なことは、1回目の答弁でも申し上げているとおり、もしそれを村として行った場合、確実に村がやってくれるものというふうな拡大解釈のもとに、いわゆる空き家がだんだんふえていくことは間違いありません。これは予想ではありません。実際に、ある行政でそのことを、少しでも補助をやったがゆえにそれがふえたという実績があります。

そういうことでございますので、私としても、そして私ども執行部として、その件については共通理解のもと、村の貴重な予算を使うべきではないという結論に至ったので、こういった政策をしているということでもあります。

それから、実際にそういった話し合いをやったことがあるのかと。よその今、いい事例としての自治体の名前を挙げられましたけれども、そのところも結構いろんな問題が出てきております。そういうことの中で、果たして大蔵村に合うか合わないかも全て考えて、予想の意味ではなくて、実際にそういう結果が見えていることについては、私は行政として取り組むものではないと思っているところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 私が聞いていることは、他の市町村とかそういうのではなくて、大蔵村の中でこれだけある空き家とか、弊害のある空き家があるわけで危険性があるその中で、誰か

さんと話し合ったことがあるのかなのか。あれば、どういうことを話し合ったのか聞いているんです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 個別のそういった相対の話については、私もかかわったことはありますけれども、まず私の話よりも、担当者としての話、あったかないかも含めてお聞きしたいと思います。

危機管理室長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 実際に話し合ったかという、佐藤議員の御質問ですけれども、数回ございます。私と担当者の2名でその持ち主にお邪魔して、話しをして、危ないから、危険だからどうにかならないかという相談は行っております。その結果、ブルーシートを張ってもらえたりとか、そういうことは行っております。

それから、最近ですけれども、危険だという連絡を受けて、私からその親族の方に電話で連絡して、危険だから何とかならないかという話をしたら、その何か月後か解体していただきました。

それは本当のわずかな件数ですけれども、うちに連絡いただければ、そういうことで、その持ち主、もしくは親族の方に連絡して実情を訴えているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村としても何にもやらないというわけにいきませんが、そういう経過があるのであれば、それでいい結果が出たんですから。そういうことを、まだまだ継続しなければならぬと私は思います。ただ質問したから終わり、答弁したから終わりではなく、結果だけ出れば、こんな議会でしゃべる必要はないんですから。よろしくお聞きしたいと思います。

時間も制限されていますので、空き家の問題はまた後ほど考えてもらうことにして、2問目の質問に入ります。

老人のための集合住宅みたいな感じの質問ですけれども、これに関しての質問は、前回の定例会で早坂議員が質問しております。そのときの答弁でありますけれども、交流的施設と併用した施設は必要と思うが、利用料金や財政的なこともあり、利用者を限定した施設の建設は考えていない。また、ひとり住まいの対策は行っている。さらに、空き家の活用や杉、緑の活用を望むとあります。それは前回の答弁です。

今回もほとんど同じ答弁であります。ただ、1回目の答弁書と、きょうの朝、差しかえがありました。それには若干の違いがあります。5日間の間で考えが変わったなどでないかなと私は思います。

再度質問になるんですけれども、村でも、先ほど言うとおりの、十分把握していることとは思います。どの集落でも高齢者のひとり暮らし、老人夫婦の家庭がふえています。私の部落でも、もう3分の1ぐらい皆それです。その中でも、自活のできない人は、やっぱり施設、名前を言っただけではいけないんですけれども、翠明荘とか、徳洲会などとか行っています。行っていますけれども、自活をできていても、75も過ぎている人はかなり大蔵村ではふえているはずですよ。それをどこかに入れとかなんとかという強制はできません、人の意思はありますけれども。

個人的にはちょっと言えませんが、これは村全体の問題として考えれば、いつかは何とかなるべぐらいな感じで、ただ単に時の流れに任せておくことはできません。これは年を重ねれば重ねるほど問題は大きくなります。さらには解決が難しくなります。私もそうですけれども、人間というものは誰も新しいものをつくったり、理想に向かって取り組みたいことは、それはもつともあります。しかし、それはそれとして、現実をどうするかが一番大切なことだと私は思います。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、それは1回目の答弁書では、つくる気はありません。今度は2回目は、考慮しますという答弁でありますけれども、やはりこの問題は私のところにもその要望が大分来ています。それは一気にはいかないと思うんですけれども、先ほどの答弁の、差しかえのほうを信用して、今の現実をしっかりと見て、今後とも、なるべくならずも、あしたでもいいんですけれども、早目の段階で集合住宅なり、それに準ずるものを設置して、そういうものを考えてやるべきでないかと私は思いますけれども、再度、しつこいようなんですけれども、村長の考えをもう一回お願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からは、答弁書の差しかえ、それから1回目の答弁と、以前、本会議の中で一般質問されたものと、今の違いというふうなことも質問されたとは私は理解したので、そのことから答えたいと思います。

前の答弁では、当面というふうなこと、直近、近くには建設の予定はないということで、その際にもきっちり前段に、検討していかなければなりませんけれども、私の性格としてもそうですし、皆様方の受け答えとしてもそうですし、それらしきことを言ってしまうと、建てるというふうなことに誤解をされるということがあってはならないということで、そういう答弁に

終始したところであります。

私の考えとしては、それを否定しているものでもありませんし、当然考えていかななくてはならないというふうな答弁をしたつもりであります。

そういったことで、決して私は、お年寄りの方々、それについてないがしろにしたり、粗末にしているというものではありません。

今回、佐藤議員からいただきました1つ目の質問の中で、空き家の利活用ということも当然考えていかなければならないと思っています。当然、前の持ち主の方に許可をいただければ、今、国土交通省で推奨しています空き家の利活用の中でのそういった各集落世帯の中で、そういった高齢者ひとり暮らしが何人か集まって共同生活をしていけるような、そういう手だてができないものかなということも今、考えているということでもありますので。

そういうことの中で、私は今、当面、建てる計画がないと言ったことは、子育て支援住宅のように、アパート形式なり、集合住宅のような、ああいう形の中では、ここ直近の形ではないと答弁したつもりでありますので、その誤解はまず解いておきたいと思います。

そういったことで、私の今の考えとしては、空き家の利活用も含めて、そういった形で集落単位、あるいは旧学区単位で、そういった形で考えていければなと思っています。でも、それにつきましても、いざ実際入るとなった場合、いろんな問題も出てくるかと思っています。その辺の細かい点につきましても、いろんなことを考えながら、トラブルが起きないように集合住宅、そして共同生活ができればという思いで、今いろんなことを考えているということでもあります。御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今、村長答弁のとおりで、集合住宅みたいなやつをつくってしまえば、当然そこからひとり暮らしとか、引っ越してくるといふか、来るわけです。そうすれば、必ず空き家ができます。当然それは当たり前のことなんですけれども、その空き家がふえることによって、残された少ない集落の人たちに、先ほど言った、弊害が起きる、だんだん悪いほうになっていく可能性が十分あります。

先ほど、最初は、職権でやる気はない、次は、考えておくというふうな、変えたんですから、これから、今、私が質問したことを十分に考えてもらって、幾らかでも早い段階でそれらしきものを、空き家を利用しても結構です。必ず新しいものを建てるとは言っていない。予算もあります。だから、空き家対策と老人対策は一緒になってやらないとだめだと思うんです、私は。

そういうことを含めて、前に、生意気な質問をいたしましたけれども、これは最後になりました。答弁は要りませんから、最後になりますけれども、まあ、こんなことは決してないと思いますが、行政の上で、弱いものや面倒くさいものは、気にしていたり、後回しにしたりすることは決してあってはならないことだと思います。それを私は常々言って、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 3番加藤忠己君。

〔3番 加藤忠己君 登壇〕

○3番（加藤忠己君） 私は通告のとおり、次の2点の事案について、村長に伺います。

1点目として、「去年8月の豪雨災害による復旧の矛盾」。2点目として、「白須賀地区基盤整備事業について」であります。

1点目として、去年8月の未曾有の豪雨による災害については、12月定例会で一般質問がいろいろ行われましたので、次の1点について村長に伺います。

農業、農地関係については、小規模農地等災害緊急復旧事業、農業用水確保対策事業、農業用施設等復旧事業等の補助により災害の復旧工事の進捗が進んでいますし、既に工事が完了したところもあります。公共土木施設については、激甚災害に指定される予定であると聞いています。

農業関係、公共土木施設ともに復旧済みか復旧の道筋が見えています。これも役場と担当課の迅速な対応と努力、地区の皆さんの協力の成果であると思います。

しかし一方で、住宅や作業小屋近くののり面の崩れ、がけ崩れの場所が、今は雪の下になっていますが、ブルーシートにより養生や応急対策がそのままになっています。村ではこのような場所が何か所あるのでしょうか。また、この状況の解決について、村としてどのような解決策をお持ちでしょうか。個人の財産である私有地のがけ崩れは個人で対応との考えでしょうか。村長の見解をお聞きします。

次に、第2点目として「白須賀地区基盤整備事業について」であります。

平成29年4月に、調査計画に3年から4年、整備の工事に6年から8年がかかり、総事業費が10億円を超える地区においては分割採択となり、白須賀地区には3地区、白須賀南・北、二日町に分割して進めていくと説明を受けました。同じ年の8月の説明では、条件により白須賀南と北が1つの地区として進めていくことができるが、調査期間が6年前後になるとのことであって、白須賀地区において調査を行っていることは、各家庭への文書回覧等もあり理解していますが、二日町地区については順次調査を行うとのことであったが、30年度の村の予算にも

調査の委託料が計上されていません。状況はどうなっているのか。当地区より遅い申請だったと思います清水堰地区、作の巻地区には今年度、地形図作成業務等の予算が計上されて、9月に委託契約が結ばれて、調査が行われています。二日町地区がおくれるのはなぜか。

地区農家の一番関心事は、何年度より工事に着手し、白須賀地区、二日町地区の事業が完了し、作付ができるのは何年になるかです。今後の予算の状況もあると思いますが、何年ごろとなる予定か、お見通しを聞きたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「昨年8月の豪雨災害による復旧の矛盾」と「白須賀地区基盤整備事業について」という、加藤議員の質問にお答えします。

初めに、「昨年8月の豪雨災害による復旧の矛盾」についてお答えします。

昨年8月の豪雨は、これまでに経験したことのない降雨によって、村内各地に甚大な被害をもたらしましたが、農地、農業用施設の復旧も順調に進み、公共土木施設についても激甚災害に指定される予定で、現在、工事の発注事務に取り組んでいるところであります。これらについては、平成31年度中に全て工事を完了したいと考えております。

さて、昨年の大雨では道路や河川、農地のほかにも、議員御指摘のとおり、住宅地周りののり面が崩壊しているところがあります。議員質問の箇所数については、白須賀地区ののり面崩壊を初め、清水地区や比良地区での住宅地裏山の崩落など、村では4カ所と確認をしております。幸いに人的被害はありませんでしたが、家屋の住人の方々は大変な不安を感じたことと思われれます。

村では、これら土砂崩壊の被害拡大を防止するため、大蔵村豪雨対策事業費補助金を創設し、ブルーシート等によるのり面の養生や住宅地周りの土砂撤去等に要した費用の一部を助成しております。ただ、これらについてはあくまでも簡易的な措置であり、抜本的な対策には至っていないことは承知しております。崖地、急傾斜地に隣接する家屋を保全するためには、コンクリートやモルタル等による、のり面对策工事が有効と考えられますが、工事費が高額となり、到底個人で対応できるものではないと考えます。

住宅地における土砂災害対策事業としては、砂防事業や保安林事業、地すべり防止事業等があります。村としては、安全確保の観点から、白須賀地区、清水地区の崖地については、これまでも急傾斜地崩壊危険区域の指定とその対策工事を、国を初め関係機関に要望してまいりましたが、全国的にも箇所数が多く、なかなか進まないのが現状であります。

急傾斜地の指定要件は、崖地の傾斜角度が30度以上で、傾斜地の高さが5メートル以上、かつ急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上となっております。場所によっては、角度や高さの条件は満たしているものの、人家の戸数によって区域指定の採択まで至っていない状況もありますので、引き続き関係機関に強く要望するとともに、採択要件の緩和措置等についても要望してまいりたいと考えております。

また、個人が所有する財産に村の単独事業として公的な資金を投じることは大変難しいと考えております。しかし、安全確保のため個人が行う対策工事について、国、県等の助成制度の新たな創設についてもあわせて要望してまいります。

土砂災害や洪水被害等、あらゆる災害から地域住民の生命を保護することが行政に課せられた一番の仕事であると考えております。今後も、ハード、ソフト両面にわたって防災行政を推進し、民生安定に努めてまいり所存でございますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の「白須賀地区基盤整備事業について」という質問にお答えいたします。

農業生産基盤の整備は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性向上と食糧自給率の維持向上を図り、農業の持続的発展に寄与するという目的で、農業競争力の強化の側面から、農地の大区画化、汎用化を進めるとともに、農業水利等の老朽化等への対応や、国の強靱化に向けた防災・減災対策を推進する国の政策により実施されており、平成31年度ベースで4,000億円の予算が確保されております。

本村の基盤整備事業は、赤松通り地区で始まり、平成21年度から23年度に調査事業を実施し、65ヘクタールを平成24年度から26年度までの3年間で面工事がほぼ終了し、その後順次、地下かんがい工を行い、間もなく完了いたします。烏川赤松地区においても、赤松通り地区より2年おくれて平成23年度に調査事業に着手し、48ヘクタールを平成27年度から29年度までの3年間で面工事が終了しております。両地区とも調査事業に3年、本事業における面工事が50ヘクタールから60ヘクタール規模で3年を要しました。

さて、白須賀地区につきましては、御指摘のとおり、136ヘクタールを、白須賀南49ヘクタール、白須賀北46ヘクタール、二日町41ヘクタールの3地区に分割し、平成28年度に計画設計、実施設計の採択を受け、それぞれ1年ずつスライドし、順次、調査事業を行っております。

白須賀南につきましては、調査事業は平成32年度までに完了し、今のところ、33年度には事業採択となり、同様に白須賀北につきましても1年おくれの34年度、二日町におきましても35年度には事業採択され、順次工事が着手されるものと考えております。

二日町がおくれるのはなぜかという御質問ですが、二日町が白須賀南地区より2年、北地区より1年おけていることにはなりますが、さきに申しあげましたとおり、事業費の関係上、3地区に分割し、1年ずつスライドして調査事業を実施しているところであり、白須賀地区136ヘクタールの中で順次事業が進んでいると御理解いただきたいと思います。

なお、二日町の調査事業につきましては、平成31年度予算に地形図の作成業務を含めて800万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

現状として、県の試算によりますと、調査事業に4年、本事業に8年と言われております。赤松地区においては、65ヘクタールの面工事は3年で完了しておりますが、基盤整備事業の要望地区が増加している今日、全ては国県の予算措置によるところであり、村といたしまして積極的に予算の確保を要望しております。

そういったことで、大蔵村におきましては土地改良区を1本に統合し、特色ある土地改良事業の推進を図り、大蔵村に対しての要望どおり、計画どおりに予算が獲得できるように鋭意努力をしているところであります。その件につきましても、議員の皆様方の特段の御理解を賜りますよう、そして村民の皆様方にもそういったことをきっちり周知してまいりたいと思っております。

以上で答弁いたします。終わります。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君） 今の村長の答弁によりますと、まず1点目の災害復旧の矛盾のほうですけども、箇所としては4カ所、大蔵村豪雨対策事業費補助金で土砂災害等の費用の一部に充てているということです。あとは、急傾斜地の指定要件は、30度5メートル5戸以上、この要件には一部当てはまらないような要件になっているので、区域の指定の採択までには至っていないということであり、個人が所有する財産に村の単独事業としての工事、公的な資金を投じることが大変に難しい。あらゆる災害から地域住民の声明を守ることが第一だと。ようやく、ちょっと全体的な、こういう答弁ではあったと思います。

今の答弁を聞いて、何か私は、もうちょっと村長からは突っ込んだ答弁を期待していました。これは何か薄っぺらな、どこにでもあるような、加藤村長らしくない答弁だと今、感じております。

それから、後でいいんですけども、大蔵村豪雨対策事業費補助金とはどういう内容のものか、後から教えていただきたいと思います。

農地に関しては、もう80%が復旧工事が完了して、残り20%は雪が消えてからすぐに工事に

かかり、作付までには工事完了をさせたいという内容のことであって、農家の方々は、迅速な対応で安堵していることと思います。一方で、崖崩れですね、今は雪の下でなっていますが、同じとき、同じ豪雨災害なのに、ましてや、ともに個人の財産、共有地なのに、この復旧の差は何なのでしょう。村の対応は何なのでしょう。村長に、まずはこの2点について見解を伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の質問については担当者に答えさせたいと思います。

2つ目の、同じ災害であって、農地と、そういう宅地といいたいまいしょうか、その違いは何なのかということにお答えしたいと思います。

例えば、その災害についても、実際にあったことの中で、老人世帯で家族がいないということもあり、緊急性を要するというので、あの事業も全て村で対応したところであります。家族構成もしっかりしており、それに対応できるというふうな家庭については、村の補助金に従った形の中での対応をしました。

どうしてその違いといいますのは、やはり農地については生産性のあるということの中で、国の見解としてそれが違ってきているのかなと私なりに判断をしているところであります。例えば、白須賀の崖崩れといいますか、住宅のそばの崩落については、金額にして何千万とかかる、そういう工事になるかと思えます。それを1戸の家庭のために、大事なことですが、それをすることが果たして妥当なのかということも考えなくてはならないと思えます。

そういったことで、どの行政区においてもそういうことがなされていないというのが、私は実態だと思ってございます。

ただ、大蔵村として、私がいつも申し上げております、小さいからこそできる、そういった臨機応変な対応で、そういった緊急性を要するものについてはしっかりと対応しております。そういったことで御理解いただければと思っております。

ただ、そういった危険地域に、国の指定はなくても、おうちを取り壊して引っ越しするという際には、その取り壊し賃について国で何らかの補助制度があるということを聞いてございます。この辺についても担当課長に説明をさせたいと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 1点目の、大蔵村豪雨対策事業費補助金についてですけれども、昨年8月5日に起きた災害に対し、8月9日にこの補助金を設定しております。加藤議員、御指摘のとおり、村民の生命、財産を守るために、応急的な補助金になるんですけれども、限度

額を20万円として、指定した土砂災害防止対策に要した費用の2分の1を補助するという要綱になっております。

それから、みずから資材を購入し施工した場合、例えばブルーシートを張った場合、そのブルーシートを購入した材料費の全額を補助することができるという要綱になっております。あくまでも答弁のとおり、ブルーシートで応急処置に対する補助金だという御理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君） こういう災害が発生した場合に必ず出てくる問題が、1戸だから、2戸だから、面積が少ないからという問題は必ず出てきます。私が言っていることは、そこを全部、今、村長、7,000万円とかなんとか言いましたけれども、それを全部やれと言っているわけではなくて、やはり村の対応なんですよ。4カ所あるということで、白須賀にはその半分の2カ所があります。ほかの地区の崩れた部分をちょっと把握していないのでわかりませんが、白須賀は言ってみれば御存じのとおり、住宅のすぐ1メートルぐらい、住宅の中が崩れています。それともう一カ所は、それも建物から1メートルぐらいのところ、作業所ですけれども、そこが崩れております。

住宅の方に聞くと、これから春先になり、8月の、梅雨に入り、地盤が軟弱すると怖い、やっぱり二人暮らしですから、高齢者の。怖いというようなことも言っています。その作業小屋の崩落では、下が、村長も御存じのとおり、白須賀でも有数な大きい水路が流れています。それが夜中だったものですから、崩落が、その水路がせきとめられ、上流の少ないところに水が逆流といいますか、入り込んでしまって、田んぼとかトマトのハウスが水浸し、プール状態になり、トマトの大きな減収といいますか、収穫ができなくなったり、あるいはまるっきり出荷できなくなるようなことも起きていますし、住宅には床下まで水が流れ込んだり、作業所は水浸しになったりして、こういう二次災害が起きているんですよ。

こういうときにも、役場では、災害のときは、確かにいろんな方が写真を撮ったり、どのような状況というのは来たと言うんですよ。その後はもう半年以上もたって、まあ冬だからわからないですけども、全然来ていないんですよと言う。来てけるとは言っていないかもしれないですけども、様子を見に行ったり、被害を受けた人に行って、相談や要望を聞くことはできるはずですよ。これが、やっぱりそういうことをやるのが安全・安心の第一歩だと思うんですよ。

村長が常々言っている、小さな村だからできること、住民に寄り添った村づくり。何だ、片

手落ちのような、私は気がするんですよ。

そういうことに対して、村長、もう一度お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 災害が発生したときは、いろんな形で、村、関係機関が、被災された方々に対して、訪れたり、話し合いになっていただきますけれども、その後のケアといいましょうか、そういったことが少ないのではというふうな御指摘だと思っています。

そういうことであれば、今後については、そういったことも含めて、できるだけ対応できればと思っています。

ただ、加藤議員におかれましても、わかるとおり、その後の対応について、決して緩慢にしていたわけではなくて、いろんな対応があって、逆に忙しい状況であります。ですから、その後について全然連絡がなかったというふうなこと、言われてみれば、そうなのかもしれません。ただ、こういった人家とか、そういった災害について、村単独でこういうことを行ったということも、私どもの村だけかと思っています。よそにも聞いたんですけれども、割と行っていないんですね。むしろ、その後、保健師なり、そういうような対応もやったこともあると思いますし、私としては、やれる分ではやったと思います。

なお、足りなければ今後さらにそういうことに留意をしながら進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君） 1問目の質問は最後にしたいと思いますけれども、先ほど、最初の答弁にありました、のり面、崖地、急傾斜地に隣接する家屋を安全にするには、コンクリートやモルタル等によるのり面对策工事が有効と考えられますが、工事費が高額となり、到底個人で対応できるものではないと考えますと答弁しています。

先ほどの答弁と似たり寄ったりになるかもしれないですけれども、やっぱり工事費が高額だから役場を頼るんですよ。アドバイスをしてもらいたいんですよ。一番いい方法を考えてもらいたいんです。ブルーシートだって、いつとれるかわからない、検討がつかないと言っています。村は、シラス台地だと思います。このような災害が、豪雨となれば、いつ起きてもおかしくないような状況です。村民が安全・安心して暮らせる生活ができるよう、国や県、関係機関に続けて要望していただくことはもちろんですが、やはり小さい村だからと、常々村長は言いますが、小さい村だからできる災害復旧の補助制度の想定を検討を強く要望いたします。これで1問目のものは最後の質問といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） もちろん加藤議員から言われたように、日々努力はしてございます。

結論から申します。あのブルーシートで覆われているところは、先ほど私が言ったとおり、簡単な工事でできるものではありません。当然、国においても、県においても大変なものだと思っています。そこに家があるということが大変なことなので、私から、結論から言えば、そういう危ないところにはいられないと思うんです、やっぱりしようがないと思うんです。ですから、先ほど私が申し上げたとおり、何とかいろんな方法を考えながら、そのところから、これは言っているのかどうか分かりませんが、何とか別の場所に移るということしかないのかなと思っています。

それで、先ほどその件について答弁をさせようと思ったんですけども、中に入ってしまったので、できなかった。ちょっとその辺を担当課から、立ち退きに対して、国、県の補助制度があるような話もありますので、答えていただきたいと思っていたところです。

議長、取り計らいをよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 今、村長から話のありました移転事業ですけれども、県でやっている事業なんです、崖地近接等危険住宅移転事業という補助制度があります。この崖地近接等というものは、先ほど来、話がありました急傾斜地崩壊危険区域ですとか、あとは崖地区域。崖地区域というものは、高さが2メートル以上で、傾斜の角度が30度以上の崖地に隣接している家屋でございます。

それと、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域内にある人家が、危険であるため移転するといった場合に、県で助成をやっている事業でございます。その助成の内容としましては、家屋の除去費用、解体工事費用として1件当たり80万円の補助金があります。同じく、移転した後に新しく家を建てた場合の、銀行などからの借入金の利子に対して助成するものがございまして、こちらは最大415万円となっているようです。あくまでも利子補給ということになります。

村では、白須賀地区につきましては、これまでも何回も県に要望してきましたが、先ほど来、村長の答弁にありましたとおり、人家の戸数にして採択に至らないというような経過があります。この件につきましては、これまでも白須賀地区のいろいろな方から要望を賜っておりまして、昨年12月末にも村長の名前で、総合支庁の建設部長に要望書を出しております。清水地区と白須賀地区の急傾斜地崩壊区域の指定とその対策工事についてであります。県の回答としま

しては、採択要件に合致しないこと、あと県ではこういった要望事項が大変多くありまして、県としましては、例えば診療所や病院ですとか、介護施設、あとは学校、文教施設に隣接している急傾斜地の対策工事のほうを優先しているということがありまして、白須賀地区については採択に至っていないという状況になります。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君） では次に、基盤整備の件ですけれども、答弁をお聞きしました。やっぱり、白須賀地区を3つに分けて事業が進んでいるということが、おくれというような疑問とか誤解を招いているのではないかと思います。白須賀南については33年、北は34年、二日町が35年に事業採択の予定になっていることでありますけれども、順調に進めていきますよう、まず各関係機関に要望を強くお願いしたいと思います。

事業の完了年度によって、予算によって左右されることだと思いますけれども、こちらも、私たちも中央要望に行って、いつも要望してきますけれども、まずそっちをよろしくお願いいたします。

基盤整備事業というものは、やっぱり、小さいのか、中ぐらいなのか。これは、稲づくりをどうするかということは、すごく決断の時なんだと思います。集積しろ、集積しろと言われて、大きくやっている人に貸すべきか、村は、自分たちが続けていくべきか、そういうやっぱり農家の決断も迫られるような事業だと思いますので、地区でやらなければならないことなどは、まず余裕を持って連絡していただきたいということです。

それと、そういった、32年度に白須賀通り橋の間に防風柵が設置予定だということなんですけれども、その設置工事が行われることによって、基盤整備事業が支障、おくれるようなことがないように、県との調整をよろしくお願いしたいと思います。

基盤整備事業の2回目についての質問というより、お願いのほうが多いんですけれども、あと、さっきちらっと村長の答弁のところでも改良区の話が出ましたが、現在、村長が大蔵村土地改良区の理事長でありますし、4月に合併したとき、理事長をなさるのか、誰かにかわるのかわかりませんが、実は、さっき議運の委員長からも報告がありましたけれども、1月末の要望のときに、基盤整備の加速というか、早くお願いしますという、加速を要望してきたんですけれども、そのときに、何か加藤先生、みずほ先生か舟山先生かちょっと記憶曖昧ですが、議員さんは毎年、何回か来ていただいている。改良区は、その組織があるにもかかわらず、来ていただけていないというんでしょうから、そういうことを言われるのなら、来て

いただけたらということで、ほかの地区の代表さんは来ていらっしゃるというような、こういう発言をいただいたので、では考えなければいけないなということで。

村長が4月以降も理事長をなさるのであれば、頭のどこか片隅に入れておいてもらって、もしどなたか違う人がやるのであれば、その理事長になられた方に一言引き継ぎをお願いしたいなと思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 基盤整備事業については、先ほど私が1回目の質問に答える形で、最後に、原稿にないことも申し上げました。これは私の思いであります。いつも言っているとおり、やっぱり農というものは、土地、農とは国のもといであるということ。そこから全てのものが生み出されるわけであります。

そういった中で、特に大蔵村は基盤整備がおくれてきたという観点の中で、何とかこれを進めなくてはいけないという思いで、調査費、あるいは調査設計費ですか、そういったものを全て行政が肩がわりして、農家負担を求めないでやったということは、山形県では唯一、大蔵村だけあります。そのおかげで、恐らくこういった形で基盤整備事業が進んできたものと思います。

やはり、米価が安定しない中で、基盤整備をするために、まだ工事が入らない前のお金を出すということは、かなり抵抗があるという思いで、そういう措置をとらせていただきました。それが見事に功を奏したと思っています。

参考までに申し上げます。調査事業費として、平成28年度、白須賀に対しては500万円、それから29年度では410万円、平成29年、30年度で1,810万円、平成30年度では、見込みでありますけれども230万円、平成31年度ではまた700万円というふうな、白須賀全体としての経費を投入しております。

私はいつも言いますけれども、やっぱり使わなくてはいけないところ、その地域にした、しっかり投資をする、予算をつくる、宛てがうということが大事なことだと思っています。ただ、できないことは、いろんなことを言われても、やはりできないんです、正直に言って。例えば、いろんな問題がございます。そういうことも、全てできることは、先ほど加藤議員からも言っていたいただきました、小さい村だからこそできることをたくさんやってございます。そのところを御理解していただかないと、全てがやっちゃってしまつては財産破綻をしてしまいます。

私は、大蔵村が今回で130年を迎えているわけで、未来永劫これは大蔵村として続いていてほしい。そういうことを願っているものであります。ですから、価値のある、いわゆる使っ

て効果のある、そういうふうな価値観のあるお金の使い方をしなければならないと考えています。全てが抱っこにおんぶでは、行政そのものも成り立っていかなくなります。そのこともしっかりと考えて、議員活動、そして村の予算執行についても、皆様方から御指導、あるいは御協力いただければと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時17分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

2番佐藤雅之君。

〔2番 佐藤雅之君 登壇〕

○2番（佐藤雅之君） 午後からも引き続きよろしくお願ひします。

私からは大きく2点、村長にお尋ねしたいと思います。

まず、第1は「内発型の地域経済の好循環を図れ」であります。そして、2つ目が「介護保険料を初めとした住民負担増に対する村長の政治姿勢」について、伺いたいと思います。

まず、1番目の「内発型の地域経済の好循環を図れ」であります。多くの報道等でも言われているように、いわゆるアベノミクス効果は地方に及んでいないと、この間、言われております。それはまた我々、地域に住む者の実感でもあります。最近、人手不足ということも言われておりますが、大きな要因は少子化や高齢化ということで、労働人口が減っているということで、必ずしも景気回復をしたから人手不足になっていないというのが私の見解であります。

いずれにしましても、回復の根拠となるべき毎月勤労統計の不正問題も国で大きな問題となり、そういったことを踏まえますと、真の意味で景気回復とはほど遠いものが地方経済の実情ではないでしょうか。

そうした中で、地域の中で、内発型、地域循環型の経済対策が地方自治体にも求められていると思います。当然、政策には目的や効果、費用等があり、また住民間の公平性ということも行政としては考えると思います。同時に、政策には主目的を超えた経済波及効果なども含めた効果が期待できる場合もあります。

その1つ、例えば住宅リフォーム総合支援事業補助金もそういった、本来の目的の中にもあ

るかと思うんですが、本来は定住、そういったものを促進することがこの補助金の趣旨でありませんが、それを超えて地域経済や地方の建設業者、建築業者の仕事おこしにもつながっていると承知しているところであります。

そこで今回、提案したいのですが、経済波及効果のある住宅リフォーム総合支援助成金を、県では複数回使える制度になっているということは平成29年から知っておりますが、村もかさ上げをやっているわけですが、一定の限度額の範囲内で複数回利用を可能にしてみてもどうかという提案であります。

もう一つが、今、予算の中でも、労働費の中で、資格取得による雇用促進事業費という項目がありますが、これは多くの住民に喜ばれている制度だと思いますけれども、その適用を拡大して、雇われた後、事業者が雇用後に職場内での、職場外も含めた教育訓練等に使える、そういった補助をしてみてもどうかと考えているところであります。

この2点をまず差し当たり村として実行してみてもいいということで、御質問したいと思います。

大きな2つ目としまして、介護保険料が平成30年度から第7期を迎えて、大幅な値上がりとなりました。御承知のように、9段階で保険料は設定されていますが、標準となる基準額は1月6,600円であります。第6期に比べて1,500円の値上がり、増加率で29.4%であります。この29.4%というものが、増加率では県内自治体で最大となりました。

高齢者からはどこでも、年金が目減りして生活が苦しいとの声が聞かれます。確かに、第5期の段階では値上げを基本的には見送ったと承知しておりますが、現時点では、先ほど述べたように1カ月当たり6,600円、年間而言いますと79,200円というものが基準額でありますので、県平均の1カ月当たり6,022円に比べても、大きく当村が上回っている状況にありまして、県内で3番目に1号被保険者の保険料が高い自治体となっております。

確かに、国保税も県への一本化で平成30年度から資産割が廃止となりましたが、その前の段階で、平成28年度の大増税による負担増、また後期高齢者医療保険料の改定のたびごとの引き上げなど、高齢者を中心に、いわゆる可処分所得ですね、税金や社会保険料等を除いた実際に使えるお金がどんどん落ち込んでいる。こういうことが言われており、これは実際にそうなっていることは明らかだと思います。

ことし10月には消費税増税も控えております。

保険の原理を貫けば、税や保険料の負担をふやすか、または利用料を引き上げるか、それともサービスを削るか、もしくはその全部を組み合わせる負担をふやし、サービスを減らして需要増に対応するということができないわけですが、それではとても住民にとっては耐えが

たい痛みを未来永劫といたしますか、半永久的に強いるものになることは目に見えています。

大蔵村は日本有数の豪雪地帯でもあり、冬期間の経済負担も重くのしかかっています。そうした中で、可処分所得がどんどん減っている状況であります。県内人口が最も少ない自治体でもある大蔵村の長として、先ほど来ありますが、行政として制度上困難などという、そういう答弁ではなくて、本当の意味で、年々深まりゆく、こういった暮らしの矛盾、そして困難に対して、国や県等にどのような政治的メッセージを発していくのか。村長の政治家としての政治姿勢をお聞きしたいと思います。

また、役場職員の皆さんについても、日々制度が複雑に変わって、それに対応していただいても本当に大変な中で、日々ストレスも抱えながらやっているということは理解できますが、むしろそういった制度上のさまざまな制約や変更に対応することが主眼となって、本来ある住民福祉という地方自治の理念から、なかなかそういうものを考える余裕がなくなっているのではないかというふうに、これは単なる主観かもしれませんが、見受けられます。

こうした中で、村長が率先して国や県に対して、この制度ではもう本当はだめなのではないかということも含めて問題提起をしていく。そういう時期になってきていると思いますので、それが村長の姿勢としても、どういうふうにしていくのか。そして、村役場としても、大いに国や県に発信していくようにしていくべきだと思うんですが、その点についての村長の見解を伺いたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「内発型の地域経済の好循環を図れ」と「介護保険料を初めとした住民負担増に対する村長の政治姿勢は」という、佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の「内発型の地域経済の好循環を図れ」という質問についてお答えします。

議員からは、地域循環型の経済政策について御提言いただきました。私も、地域のお金を地域で回すことの重要性、つまり地域循環型の経済政策が重要との認識を持っております。そうしたことから、プレミアムつき商品券の発行事業への支援や各種補助事業についても、村内企業や村内事業所を優先するような要綱を定めることにしております。さらに、各種表彰等の記念品についても、可能な限り村の商品券を活用しております。

さて、1つ目の質問であります住宅リフォーム総合支援事業は、平成23年度の事業創設以来、平成29年度までに131件の申請があり、住宅の新築11件を含めた工事費は6億4,000万円となっております。村からの補助金としては、約5,000万円を支出しております。施工業者の内訳と

いたしましては、村内業者による施行件数が112件、村外業者による件数が19件となっており、本事業の波及効果による村内における地域経済の活性化に大きくつながっているものと思っております。

住宅に関する事業は、関連する業種の裾野が広いことから、国においてもたびたび景気浮揚策として活用されてきました。そうしたことを受けて、議員からは、住宅リフォーム総合支援事業補助金を複数回利用できるよう改善できないかとの質問であると思います。村でも、村内の業者と契約した場合においては、県の補助金10%に、さらに10%をかき上げし、村内の業者が受注しやすいよう優遇しております。

また、平成29年度からは、一度、住宅リフォーム総合支援事業補助金を受けたことがある場合でも、2回目以降は県の補助金分に限り助成できるよう制度を改正しております。

こうした改正については、回覧等でお知らせしているところですが、まだ承知されていない方もおられるようで、さらに周知に努めてまいりますので、御利用いただきたいと思っております。

住宅リフォーム事業のほかにも、村が発注する建設工事や除雪業務等、いわゆる公共調達のほとんどを村内の事業者が発注しており、村内の地域経済や雇用面で強く後押ししているものと考えておりますので、あわせて御理解いただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問であります「資格取得による雇用促進事業費」の適用範囲を拡大して、事業者の教育訓練、研修等への補助はできないかということについてですが、御承知のとおり、資格取得による雇用促進事業費補助金は求職者の雇用を促進するとともに、技能向上や離職者の再就職を支援するため、就職や仕事に役立つ資格、または免許の取得に要する経費の一部、経費の2分の1、上限10万円を補助し、雇用の創出及び安定化を図ることを目的としている補助制度であります。

国家資格は192種、国家技能検定には127種を対象としており、補助金創設以来、3年間の実績につきましては、平成28年度が63名、交付額311万9,000円、平成29年度が11名、56万8,000円、平成30年度は9名、70万円となっております。

求職者の雇用の促進という重要な部分であり、雇用の創出や安定に寄与するものと考え、就職やキャリアアップに必要な資格取得については、今後とも引き続き支援していく必要があると考えております。

議員御質問の、事業者が雇用後に実施する教育訓練や研修等への補助ということですが、本事業の趣旨、目的である、資格を取得した個人に対し補助金を交付するという本補助事業と同質として扱うことはできないと考えます。

しかしながら、村内の多くの事業者が雇用後の教育訓練、研修費に対する助成が、例えば事業者が担う災害対策等、緊急に必要な事業については、村としても考慮が必要と考えます。

事業者の収益性を確保し、従業員の十分な知識や技能、厳しい責任感や実行力を備えた従業員を育成、確保することは、会社が永続的に発展していくための根幹であり、そこには事業主としても独自に努力していただきたいところであります。

次に、2点目の「介護保険料を初めとした住民負担増に対する村長の政治姿勢は」という質問にお答えします。

現在、7期介護保険事業計画は、平成30年から平成32年までの3年間を計画年としています。

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込み量と提供体制の確保及び事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎にもなります。

さらに、要介護状態になる前の高齢者を対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保等について定める計画であります。

本計画の策定については、大蔵村介護保険事業計画等策定委員会を設置し、保健、医療、福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、一般住民の方など、多様な立場の方々に委員として参画を求め、計画内容を御審議いただいたものであります。

さて、介護保険の認定及び給付の状況ですが、1月末現在、要支援認定を受けている方が59名、要介護認定を受けている方が176名であり、そのうち要介護3以上は99名となっています。給付状況については、居宅サービスについては123名が利用し、月額約1,080万円、施設サービスについては71名、月額2,160万円ほどとなっています。

給付費総額を比較してみますと、平成29年度については、28年度との比較で1.1%の減ですが、平成30年度決算見込みの比較では6.6%の伸びと予想され、年々増加傾向となっています。

そのようなことを踏まえ、給付費の50%を保険料で負担することが介護保険法で規定されております。そのうち23%相当額を65歳以上の方々に保険料として負担していただくことになっておりますが、本村では人口の減少とともに高齢者の人口も減少しており、高齢者の方々の生活全般に占める保険料の割合が増加していることは認識し、心苦しく感じております。

しかしながら、介護保険の制度上、給付費が増大すれば保険料を上げざるを得ない制度ですので、この点については村民の方々に説明をし、御理解を得るしかないと思っております。

私の政治姿勢についてのお尋ねですが、私としては、介護が必要な方への支援の充実とともに、今後は、介護状態にさせない、あるいは介護状態にならない取り組みを進め、生涯現役と

して活躍できる人生をこの大蔵村で送っていただきたいと考えています。

そうした考えに立ち、今後も村としては「介護予防と生活支援の総合的な推進」を基本方針に、高齢者がいつまでも元気に過ごせるよう日々の健康づくりと心身機能の維持、改善を図る介護予防に取り組み、さらに高齢者が生き生きと活動でき、日々の生活を支えられて、安心して暮らせる地域一体的な取り組み体制づくりを推進していきたいと考えております。

具体的には、地域支援事業における交流サロンの奨励や軽スポーツを取り入れた健康教室、現在の体の状態を知る健康測定など、介護の状態にならない健康づくり事業に重点を置くことが、介護保険制度の安定、すなわち保険料の軽減につながるものと考えております。

議員の御意見の、「住民にとっては耐えがたい痛み」とは保険料金のことでしょうが、本制度を利用する多くの方にとってはなくてはならないものとなっておりますし、介護保険制度の重要性については議員御自身も御理解いただいていると思います。

第7期の介護保険料が県内35市町村の中で上位にあることは事実ですが、保険料を低く抑えることにより財政が逼迫することはもちろんのこと、介護事業が停滞することが考えられます。誰でも安価で利用できるものであれば大変ありがたいと思うことと思いますが、協働、共助の上に成り立っている本制度は、「利用する人」「その方々を支える人」「支える人を統括する事業所」「事業書を監督する組織」があります。この制度があることで地域が成り立って、生活する環境が整っていくことが村民の願いであります。

地方自治体の長として、介護保険のみならず、さまざまな情勢の中においても、地域のため、村民のため有利になるよう常に考え、判断し、国、県等には村としての姿勢を示し、これからも率先して発言していくことを信条としております。これは、村長に就任してから一貫して村政を担っている責務と考えております。

議員からは、国や県に問題提起ができるような役場づくりという御意見をいただきましたが、全ての村職員は村民を第一に業務を行っており、国や県に対しても、必要な制度改正の提案を積極的に行っております。また、村の今後の指標となる次期村総合計画の策定にも広く村民の方を公募し、いろいろな意見を交わしながら積み上げていきたいと考えております。

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も事業充実に努めてまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をいただきますようお願いいたします、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） それでは、まず1番目の、地域の仕事おこし、地域の循環型経済についてですけれども、住宅リフォーム助成制度、県のほうが充実しまして、29年度から複数回とい

うこともあったわけですが、これを村のかさ上げ部分も、もちろん際限なくとはできないと思うんですが、50万円とか60万円という限度額が県合わせてあると思うんですけれども、一気に工事をやる家庭もあれば、やっぱり一気ににはできなくて、複数年にわたってリフォームとかをする家もあるんですけれども、そういった場合に、細かな仕事にも対応できるような形で、もちろん県の部分は10%というものが複数回なっているわけですが、それにかさ上げた村の部分も、一定の限度額の範囲内で、地域の仕事おこしも含めて、あと住民の定住促進にも含めて、村として検討する余地はないのかということがまず1つです。

それと、この事業は一応、役所のくくりとしては地域整備課の事業になって、予算もつくりられています。今、言ったように、本来の定住促進ということにプラスして、地域の仕事おこしという経済波及効果があるわけなので、これは産業振興課とともに共同してやれるような事業に発展させていく必要があるのではないかなと思うんですね。それは村長がどう思うかわかりませんが。

寒河江市などでは、割と商工会などからも意見を聞いて、そういった使い勝手のよさを追求していたりもしている。そういう意味では、縦割りの中で、別に縦割りだから経済波及効果を見ていないということではないですが、より経済的な効果も考えた場合に、商工会だとか、あとは大工組合だとか、あとは建設業協会だとか、そういったところからの意見も上がってくると思うんですが、なかなか地域整備課には直接上げづらいという形なので、産業振興課とも窓口になって、総合的に定住促進と地域経済の、裏表なわけですが、両輪として考えていく気がないか。そういった点について、ちょっと質問したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からの再質問については、やはり県と同様、2回目以降についても、大蔵村型としての考えができないかというお尋ねだと思っています。これについては、いろいろ今までも検討してまいりました。ただし、今までの中では、公平性に欠けるのではないかなということが第一の条件としてあったわけです。

今、佐藤議員からおっしゃっていただいたように、いわゆる高額なリフォームをする方と、ある程度回数に分けてすることもあるという御指摘をいただいたところであります。この辺については、できるできないは別にして、さらに、より使い勝手もよく、そして公平性を期すという立場の観点から検討してまいりたいと考えてございます。

それから、2つ目の質問については、経済波及効果ということで、地域整備課と産業振興課の中でいろいろ考えがあるかと思っておりますので、その辺については各担当課長にお話ししていた

だきます。

では、議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 住宅リフォーム事業の波及効果を考えて、産業振興課のほうの担当でもいいのではないかといいた御質問だと思いますけれども、当課としましては、あくまでも村内における居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による地域活性化、あと村内の定住促進を図るという意味で、建築担当の当課で担当しているものでございます。当課の考え方としましては、以上のとおりでございます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 私も今、地域整備課長がおっしゃられたとおりだと考えておりますが、先日、商工会に加盟する村内の事業主との意見交換、村への要望、そして懇談ということでありましたけれども、その中では、当産業振興課でやっている、議員御指摘の、資格取得による雇用促進事業費につきましても非常に助かっているという話をいただいております。

この事業につきましても、本来、会社に入ってから、会社に勤めてからも、個人の社員のスキル向上のための資格取得に関しては、村で補助金を交付していることでもありますので、会社でやるべきことではあるんでしょうけれども、村でもその事業の中で補助金を交付しているということで、会社に入ってから、会社の部分の講習に対する補助金等の要望というものはちょっと聞かれなかったんですけれども、今後そういうことがあれば検討していくものであるという、先ほどの村長の答弁のとおりだと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 今の段階では、予算がそれぞれの課に振られているから、ここで答弁はできないと思うんですが、将来的な考えとして、地域整備課と産業振興課のある程度共管事業として、経済の部分も含めて、商工会等の意見も窓口として一本化というか、受けられるような形で実現をしていただきたいと思います。強く思います。

複数回についても、できるだけ、できるできないはあるにしても、検討ということで受けとめさせていただきたいと思います。

それと、産業振興課長でちょっとさきに触れられたんですけれども、資格取得については非常に商工会さん等も喜んでいるところはあるわけなんです、事業者としてのある程度、教育方針なり、それは個人なり企業の内部の話でしょうということで、行政がそこを援助するのかという議論は確かにあると思うんですが、やはり近年、4月から働き方改革ということで、特

に中小事業者が、私の立場でどう言っているのかわかりませんが、有給5日が義務づけられるんですとか、あとは外国人労働者の受け入れですとか、大蔵村ではあんまりないでしょうけれども、ユーチューブ上で不適切動画なんていうこともあって、いろいろと社員教育や従業員教育にはお金も費用もかかると。

それですが、事業主から見れば投資になるわけですが、投資しても、人手不足という中で、よりいいところに移転してしまうと。村からも出ていってしまいかねないという状況もありまして、もちろんそういった、より労働条件のいいところに労働者が移るということは、待遇の面では非常にいいことではあるんですが、事業主サイドからすれば、一定程度、投資したものが回収できずに、スキルだけ身につけて地域を離れてしまうということもあって、この働き方改革や外国人労働者の問題も含めて、投資の一つの判断の材料として、この教育訓練等々そういったものに対する事業経営側のモチベーションも含めて、あと従業員の福利の厚生という面から含めて、先ほど産業振興課長からもありましたけれども、商工会さん等の一部の青年部の皆さん等からも、そういった声があると思うので。

ぜひ一歩踏み込んで、やれるやれない、あと雇用保険の中でもいろいろとそういったキャリアアップですとか、そういった定着に向けての補助金なり、そういうものはあって、原資は保険料ですので、税金を入れるということはちょっと筋が違うと思うんですが、そういうものも見比べながら、ぜひそういった支援を拡充していただきたいと思うんですが、村長、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺の判断が非常に難しいと私も考えています。ただ、その事業主の責任として、自分の会社の事業として利潤を得る、それについての研修、あるいはそういった職員のスキルアップについては、やはり最後まで会社がそれは責任を持って、従業員、社員の教育をやるべきだと私は考えてございます。

ただし、村に協力するような、災害とかそういうような緊急性なり重要性を必要とするものについては、やはり考えなくてはいけないということで最初に答弁をしております。

ということで、時と場合によって変わってくることもあるんですけれども、その対応のためのいろんな知識、技能、それを習得するためのいろんな資格取得については、就職、あるいはそういったスキルアップのためのものであれば、村でそれはやっていきたいということを再確認しておきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） では、まとめますと、資格等の企業に対する支援は、防災等、そういった地域に貢献できるものについては考えていく余地はあると理解しました。

それと、ちょっと厚になるんですが、課を超えた形での住宅リフォーム助成の取り扱いについては、村長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員から御指摘いただいたように、私はあえて、いろんな今までのやり方に固執する、あるいはそれを必ず継承しなければならないなど、そんな考えはございません。より効率的に、しかも早くそういったことが対応できるということであれば、いかようにも変えることに私は何らこだわりはございません。ということで、まず検討するということになると思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） では、大きな2つ目ですけれども、介護保険に限ったことではないんですが、国保税や後期高齢者保険料も含めて、いわゆる公的な負担ですね。こういった問題について、ちょっと引き続きお聞きしたいと思うんですが、第7期が大幅増額になったことは先ほど言ったとおりですが、当初、2000年に介護保険が始まっていますけれども、そのときは月々2,625円だったんですね、大蔵村でいえば。それがどんどん、第2期、第3期と上がって、第5期でいろいろ村長判断はあって基本的に据え置いたということがあったにしても、その跳ね返りで第7期は6,600円、7万9,200円という年額なわけですけれども。

例えば、可処分所得ということをなかなか行政でトータルにつかんでいるのかどうかということが私はわからないので質問するんですが、それぞれの担当部局は、介護の費用がかかるから、あと医療費がかかるから、あと年金財政がどうだからということで、消費税も含めて、逆算して、需要に対して制度上そうせざるを得ない。保険も対応するために、需要に応じた保険料を公費は入れるにしても、ある程度取らなければいけないとなるわけですが、でもそれを受けるものは住民一人一人なわけです。

だから、ある種の縦割りで、介護部門からいえばこれだけの保険料が必要だ、国保税からいえばこれだけの税負担が必要だ、消費税も国レベルですけれども、これだけの負担が必要だとやっていった場合に、一人一人の生活はどんどん切り詰められてしまうと思うんですね。

だから、そういった意味で、まず一つお聞きしたいことは、いろんな制度があっても、何をもって住民の標準化というふうにするのも難しい部分もありますが、トータルでの住民負担、こういったものが限界はどこだと思いますか。ここだと思うというのは、いろんな形で上がっ

てくるわけです。

例えば、6,600円の介護保険料でいえば、ちょうど国民年金の満額が大体6万6,000円ぐらいです、1月当たり、満額もらっている人で。その人が、ちょうどこの標準額に当たるかどうかはちょっとわかりませんが、仮にその人が6,600円を払えば、介護保険料だけで1割の収入が消えていくわけですね。それ以外に、消費税も10%とか、あと国保税とかということで負担になって、それは計算すればこうですよ、費用がかかるのだから当然かかりますよというふうな理屈は、行政の理屈ではわかりますが、実際に個人単位で考えた場合に、それが通用するかどうかということを考えている、検討している部署というものはあるんでしょうかね。統計も含めてですけども、最近、統計も怪しいということがありますけれども、これだけの負担があれば生活は成り立たないよねというような、そういうものを継続的に調査している行政機関はあるんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の知識の中では、そのところを存じ上げておりません。そういったことで担当課長に答えていただきますけれども。

最初の中で、介護保険料が上がったというふうな佐藤議員の御指摘ですけども、おっしゃったとおり、5期までは県内でも最低クラスの保険料でした。6期、7期という形で上がってまいりました。これについては、経緯をきっちり答弁しましたけれども、やはり利用者がふえてきているということは御理解いただけるのかと思います。それで、かかったお金についての割合で負担すると。それも決められているということですから、それに、やはり使ったものについては支払いは当然義務づけられますし、責任としてあるわけです。ですから、それはいたし方のないことだと思います。

村長としての政治姿勢で、他会計から繰り入れということをお望みというか、要求されていると思うんですけども、なかなかそのことも難しいということも御理解いただけると思っています。

それでは、先ほどの、そういった専門部署があるのかというようなことを担当課長に、総務課長より答えていただきます。

議長、配慮をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 佐藤議員の、担当部署ということで、私からお答えしたいと思います。

そういう部署はございません。そういうものは、各家庭によって、保険料、介護保険料、消費税関係についても、各家庭でももちろん違うものでございます。うちのほうからお願いする税金等については、うちのほうで把握はしていますが、そのほかのいろいろな経費についてはとても役場では把握できませんので、もし生活が苦しい、生活ができないということであれば、その相談を受ける担当部署については健康福祉課となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） なかなか難しいことは技術的な問題としてありますが、実際に保険料なり税金を払うものは個々人なわけですよ。それで、生活全体が、もちろん行政も財政がなくて苦しいということはあるんですが、住民だってやっぱり苦しいわけです。別途にあわせた昇給なんていうことはできないわけですから、かかるものはかかるので。そういう担当課に、健康福祉課等に相談ということはあるにせよ、ある程度の推計でもいいので、これだけ税金や保険料を上げたら生活面が成り立たないのではないかなと考える部門なり部署があってもいいのではないかなと思ひます。

もちろん、制度というものは正確にはかることは難しいにしても、かかったものはしょうがないんだというふうにやっつけていけば、この間も介護予防等々で、いろんな形で介護費を抑え、抑えとしながらも、人口構造の問題で、少子高齢化という形の中で結局、保険料は上がる一方なわけですね。下がるなんて話は当然聞いたことがないので。

結局のところ、幾らやっても、言葉は悪いですけども、焼け石に水状態で、結局どんどん、努力しても、しないよりはましかもしれないけれども、介護予防等をして負担は上がっていくという中では、なかなか行政の継続性も、これをやっていってもいずれ限界が来ることも見えてきていると思ひし、これはここで言うよりは国で言えという話かもしれませんが、村長としても、他会計の繰り入れというのは大蔵村でできることでありますが、それ以外に、例えば介護保険料が50%、50%で、50%が公費負担ですね、国、県、村で50%、残りの50%が1号と2号の被保険者でやっているということなんです。それを例えば公費を60%に上げると。これもすぐにはできないでしょうけれども、そのぐらいのことを国に主張するような、そういうおつもりはないでしょうか。

これは構造を変えなければ、いつまでたってもこの議論はどつぼにはまっていくだけだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ちょっと話を例に例えますと、国保税が今回、県一本化になって、そういう制度でやるということになったときに、かなり各市町村で、税が上がってしまうのではないかとことを危惧されました。それについて、各市町村、全国、我々町村会も、市長会もそうですけれども、いろんな考えも上げて、国に対して、その補填ということもお願いしました。今回、思った以上にそういう補填があって、大分楽になったことは御存じだと思います。

そういうようなことで、各自治体、介護保険料についても、それぞれ差はありますけれども、いかにそれを使わなく、質問の答弁にあったように、使わないようにしていく。無理に使わないのではなくて、健康になるような形の中で、健康づくりを主にした形で、そういうふうにしていかなければならないということが私の理念だというようなことを申し上げました。

そういうことで、国に対しても、あるいは関係機関に対しても、我々首長の責任のもとに、あるいは議員の先生方の責任のもとに、総意としてそういう要望をしながら、そういうふうに改善されていることは御存じかと思います。

そういうことで、今後も鋭意頑張って、努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 対空的なことを先に聞いてしまって、ちょっと順序が逆になるような形なんです、最後にちょっと質問したいんですが、介護保険料、御承知のように今9段階で運用していますが、これはちょっと細かい技術的なところなんです、標準額が第5段階ということは御承知のとおりだと思います。それが6,600円、月額ということなんです、この場合、本人が村民税非課税ということで、世帯に課税対象者がいると。自分は非課税なんだけれども、世帯内に課税対象者がいる場合が第5段階になっているわけですが、基本的に大半は年金から天引きで、いわゆる特別徴収になっていると思うんです。もちろん一部、普通徴収になっている部分もあると思うんですが、そうした場合に、世帯を持ち出して保険料に差をつけるということの合理性についてはどう考えているでしょうか。

つまり、住民税がそもそも本人にかからなくても、家族の中で誰か住民税を払っていれば、標準の第5段階になるということです。では、その保険料が例えば、細かい話ですが、社会保険料控除で払った世帯主等が認めもらえるかというのと、年金から天引きになっているわけですから、それはその個人からしか社会保険料等の控除にはならないので。家族で支え合っということを一方で言いながら、このメッセージはですよ、他方で世帯を単位としながら、税金は、そこでは社会保険料控除になっていないという矛盾も含めて、どういう思想に基づいてこれは設計されているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 答弁。時間ですよ。時間をオーバーしています。（「じゃあ、議長にお任せします。答え、なければないで」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 6番八鍬信一君。

〔6番 八鍬信一君 登壇〕

○6番（八鍬信一君） 「国道458号への接続道路整備」について、村長に質問します。

白須賀地内より、現在工事中の一般国道458号に接続する道路は、添付図面ありますけれども、見ていただければと思います。添付の面で説明すると、①の元国分 進さん宅より入った、興源院の墓地に通じる路線ですね。それと2つ目、②は翠明荘入り口より二日町方面路線の2本あります。いずれの道路も屈曲した狭い道路で、新国道に乗り入れするには非常に危険で、不便でもあり、農協脇を通る現状道路を今までどおり迂回するしかありません。

村外からの通行車両も多く、白須賀の中央付近から直接接続できれば、保育園児の通園道路の交通量も緩和し、安全がさらに確保されます。

せっかく広く便利な道路ができるわけですから、さらに利便性のある、直接乗り入れできる道路の整備は地元地区民のみならず、村民みんなの願いでもあります。

新たな接続道路の整備について、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「国道458号への接続道路整備」という、八鍬議員の質問にお答えいたします。

白須賀地区から直接新しい国道へ乗り入れできる村道の新設については、平成22年12月議会でも議員から御質問いただいております。当時は、国道458号本合海バイパス第3期区間である白須賀から上竹野までの区間はまだ着工されておりました。答弁としては、国道改築工事にあわせての村道の整備計画は考えていない旨を回答したところです。また、バイパス完成後の白須賀集落内の交通量が大きく減少しない場合は、何らかの対策を検討していく旨をあわせて回答したところでありました。

議員からは、具体的に村道の新設場所を御提示いただきましたが、この道路を新設することにより、白須賀地区の皆さんはもちろん、赤松烏川地区の皆さんが清水方面に向かうときの利便性は多少向上するものと思われまます。

また、保育所の前を通行する車両が減少することにより、園児の通園に関しても比較的、安全性が保たれるものと考えられます。

議員から御提示いただきました接続道路について、担当課に検討させましたところ、直線距離で約200メートル、高低差は3メートル程度であります。部分的に約5%の道路勾配が必要となります。道路幅員も、ある程度の交通量が見込まれますので2車線とし、歩道の新設も必要となってきます。道路に附帯する構造物としては、バイパス東側の小河川を横断するために大規模な暗渠等が必要となってきますので、比較的、工事費もかさむものと思われま

す。このようなことから、道路用地についても相当面積が必要になるものと見込まれます。さらに、議員から示された事業用地内の土地の一部には筆界未定地も存在すると聞いており、事業用地としての取得については課題を抱えているものと考えます。

以上のことから、新しく村道をつくることは、現段階では難しいと考えております。

新国道の改築に当たっては、周辺を十分精査し、信号機や主要地方道大石田畑線との絡みも踏まえ、現在の農協脇へ接続道路の取り付けに至ったとの説明を受けております。そうした点についても御理解をお願いいたします。

なお、現在工事中の国道が開通した後において、交通量や安全性などの観点から必要な場合は村道の新設について検討したいと考えます。さらに、これからも交通安全には十分に意を配し、県や警察等にもいろいろと相談してまいりますので、あわせて御理解をお願い申し上げます。

最後になりますが、国道458号第3期区間について事業期間が4年延長し、平成35年度完成予定である旨を昨年11月に最上総合支庁より連絡がありました。完成予定が延びたことにつきましては、大変残念な結果ではありますが、災害に強い、安全で安心して通行できる道路を整備していただくためにはいたし方のないことと思っております。

今後とも、村内における国道、県道、村道など道路整備促進について、意を配してまいる所存でございますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） ただいま答弁いただきましたけれども、現状、458の工事が大分進んできて、村民の皆さんも、形が見えてきたと。そんなところで、いろいろ話を聞くわけです。その中で、やっぱり一番は、白須賀中心部に直接接続、そして乗り入れできないかということの話です。というのも、白須賀の坂道、信号の坂ですけれども、今現在、消雪道路だから水が出たりとまったりしていますけれども、そこが一番、皆さんが通ってみて危険だと。冬期間、滑ることもあるし、ましてや保育園児、列をつくって歩いていますよ。そんな中で、やっぱり、ひょっとして車がとまらなかったとなれば大参事にもなりかねないわけです。その辺が、今、

付近の方たちも見ていますので、いろんな話が出ています。

ほかに接続道路ができれば、かなりの交通量がそこは減ると思うんです。さっき言ったように、かなり交通量が減れば安全を確保されると。これは、新国道が開通しても、そのままであれば現況は変わらないわけで、新設接続道路の効果は大と考えます。

人命を守り、そして交通安全確保のために、やっぱり真剣に取り組んで考えるべきと思いますが、その辺を再度、村長に伺います。

そして、先ほどの筆界未定については、当時、地籍、地籍調査入ったときに、やっぱり業者間でその境がちょっとはっきりしなかったということなんですけれども、ちょっと話を聞いたところ、現況でお互い納得しているという話でした。

そんなことで再度、村長に伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八ヶ岳議員から、この道路の重要性について、さらにこの道路ができることによって、保育所があるための園児の安心・安全も保たれる。あるいは、いろんな形で、白須賀中心地に直接乗り入れできる道路がないということで、使い勝手が悪いということで、ぜひ再考といいたいまいしょうか、計画をしていただけないかというふうなことだと思っています。

道路の重要性、必要性については、おっしゃるとおりだと思ってございます。ただ、喫緊を要するものとして、以前から白須賀の集落に対しては、翠明荘に乗り入れできる、そういった直接の道路がないということで、その件も御相談を承っております。

そういうことの中で、施設にはいろんな皆様方が入所されているということで、特に救急を要する場合が多くあるだろうということで、その道路についての要望を最優先という形で一応、村としては考えているところであります。

そうした折、国道完成が4年後という連絡が入り、平成35年ということですか、それにあわせてその道路を何とかしたいと思ってございます。

議員御存じのとおり、社会インフラの中で最も重要視、あるいは必要性があるというものは、やはり道路だと思ってございます。水とかそういったものは別にしましてですね。そういうことで、大蔵村は以前から道路について莫大な予算を投じてまいりました。ですから、私としては、最上8市町村ある中で、道路事情は恐らく大蔵村が一番いいだろうと自負をしているところでございます。

そういったことで、今までも、これからも、いろんな道路計画の中で、かなり投資をしていかなければならないということを経験した場合、どうしても必要と。この道路も必要なんですけ

れども、それ以上に必要な道路の計画もあるということで、4年後、あるいは10年後というスパンでそういったことを考えていくことは可能かと思えますけれども、今の一般質問の中で、この道路をつくるというふうに明言することはできないというのが私の立場でございます。ぜひ御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 今、話された、翠明荘の接続、これは従来から聞いていまして、ただ翠明荘の裏口に通じる道ということで、緊急車両のためというような話も聞いていますけれども、我々一般人がそこを歩いて翠明荘の構内を通り抜けるということは不可能だということなんです。これは全く翠明荘だけの専用道路ということになるわけです。となると、どうしても新国道から乗りおりする部分が農協しかなくなる。というのは、①、②の路線については、皆さん、いずれの道路はわからないと思うんですけども、かなり狭いし、こっちに通じる道はまるっきりくねくねした道路で、前は車で軽トラックがやっと上れるような状態だったんですけども、それがどう改造になるかわかりませんが、多分にして車道が普通に交換できるような状態ではないと思えます、図面から見ると。

ましてや二日町のほうも今、そこも狭いということが話にも騒がれてますね。そんな感じで、いずれにしても二日町については農耕車両、ましてや大型なんか歩けるわけないと思えます。どちらか待機しなければならないというような状況になるかと思えます。

そんなことで、あとは答弁の中で、白須賀、赤松烏川方面の利便性が多少向上するものと村長は言われていますが、これは地元だけではなくて、舟形、ましてや堀内、そちら方面にも車両が通っています。

そんなことで、この利便が一地区に限らない、かなりの利用範囲も広い道路になるのではないかなと思えます。

それと、その交差点。村長にもわからないと思えますけれども、現在、赤松烏川通りの基盤整備において、車両も多くなっています。前回とは全く違う状況になっています。そんなことで、まして今度、白須賀も基盤整備が入ります。となると、重機を積んだ台車とか、トレーラーまで来ています。ましてやあの交差点、1回で回れませんよ。トレーラーが来まして、先回ってます。というのが、その信号、農協のほうから白須賀に曲がっていきますと、停止線があります。真面目な人は停止線でとまります。停止線でとまるとどうなるかという、結局、大型との交換ができなくなる。私も1回、みんなやりました。あのときはトレーラーです。やっぱり想定していなんだよ、そこで信号待ちして、来てしまうと、やっぱり交差点の中に突っ

込んで、右側に寄せるしかないんです。というのは、後続車両がきちんと、ダンプも行けません。そういう状況があります。

それと、もう一回、経験したことが、前に1台いて、私がついて、そして後ろにですね。そのときは台車でした、重機を積んだ台車です。それで、こちらは停止信号なりでとまっています。すると、いきなり一番前の車がバックしたんです。それで、クラクションを鳴らして、やっとなった状態でした。

だから、こういうことが私以外にやっぱり経験している話も聞きます。接続道路をつくって便利になることは確かですけども、あの交差点については危険交差点というしかないと思います。

そんなこともいろいろありまして、やっぱりあの交差点を通らないような道路が絶対必要かなと、私は提案したいと言っていいかどうかわかりませんが、何らかの形で白須賀にぼんとおける、その先というのも多分場所がないと思うんです、旧道のほう。新しくできれば、そこが旧道それと接続するには、その位置が、私としては最適かなということで話をさせていただきます。

そんなことで、接続道路については、やっぱり皆さんが安全に通ることができるその辺でできればということです。

この件について、答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまは八鍬議員から、自分が車を運転していて、あの道路を通ったときの危険度を詳しくお話をさせていただきました。それについても、人それぞれ本当にいろんなところで車を運転していて危険な目に遭った。もし、こんなふうに変われば、こんなふうに整理していただければというふうなことは多々あるかと思えます。

そこの道路というものは本当に難しく、信号機があって、交差点があって、大石田畑線という県道でありますので、村では県道改修ということで、何とか危険箇所の回避ということを、あるいは整備をお願いします。また、こちらの面としては別の問題かと思っています。

ただ私は、今、議員がおっしゃっている道路をつくらないというのではなくて、やはりまだまだ先のことであります。できるのは4年後、5年後なんでしょうけれども、現在工事中の国道が完成した中において、やはりその後いろんなことを確認しながら、村道の新設については検討したいということを最初の答弁でも答えております。絶対つくらないではなくて、やはり想像と実際とはまた違うものもあろうかと思えます。道路の完成した中で、車の流れというも

の、そういったことも見きわめながら考えていかなければならないのではないかなと思っています。

そこに至るまで、今の段階で、そこにまだ行けませんよと。行けませんよというよりも、まだまだ予算の配置というんでしょうかね、それが難しいんだということを議員が一番よくおわかりといいましょかね、だと思っております。そういうことで、まずはそれに備えて、いろんなところを整備していかなければならないと思っています。

そういうことですので、決してやらないのではなくて、状況を見据えながら、それに合った対応をしてみたいということで、御理解いただければと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 道路の交通量とか、そういう調査もという話もありましたが、やっぱり、村長はお金と言いますけれども、今までの話でこの交差点の危険度というものはわかってもらえたかなと思います。

そんなことで、この先、国道もまだまだ完成には時間がかかりますけれども、やっぱりある程度の、県にもそういう話をしたほうがいいのかどうかわかりませんが、村として、こういう考えもあるんだなということも含めておいたほうが、そのほうが実際やとなったときにスムーズにいくのかなと。多分、担当者は変わってしまうかもしれないけれども、そういう記憶も残しておければと思います。

それと、なぜこの質問を二度したかというのは、今の危険度でわかってもらえると。それと、現在もそうなんですけれども、今後採用なるにおいて、やっぱり重要度その他広域普及のため、やっぱり大型車両がばんばん通るようになると思います。ますます危険度が増幅するわけです。そういうことが懸念されますので、前向きな検討を期待して、質問を終わります。

もし、答弁があれば。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 同じことの繰り返しになりますけれども、やはり道路というものは意外なもので、予想とは違ったということも出てまいります。例えば、重機のそういうトレーラー等を、いわゆる白須賀の先の上竹野のほうの接続から曲がるとか、いろんな対策が講じられるものと思っております。そういうことも含めて、いろんなことが変わってくると思いますので、その辺の状況を見きわめながら対応していかなければならないとは考えてございます。

今、八鍬議員から聞いた、そういった非常に心配される点も担当課としてしっかりと受けとめ、今後の国道工事について、県あるいは国とも話し合いに臨んでまいりたいと思っています。

ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） 済みません。せっかく副村長答弁いただきましたので、もう一言、言いますけれども、ただいま、今、上竹野のほうにからという話がありましたが、そこも結局狭いからです。それで、今の道路を今度、その、うちの外周を回って接続するんですけども、多分にして通り方面から来た場合は、そこに登って行ってわざわざ戻って行ってということはないと思いますので、その辺、今後とも検討をお願いします。終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

午後2時25分 休憩

---

午後2時35分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

1番早坂民奈君。

〔1番 早坂民奈君 登壇〕

○1番（早坂民奈君） 「交通弱者と買い物難民対策のその後は」ということで、村長にお尋ねいたします。

全国的に高齢化が進み、当村でも例外ではありません。今回は、交通弱者と買い物難民について、2点質問いたします。

1点目は、交通弱者について。何をするにも車がないと不便。車に依存しているのが現状です。高齢者の免許返還後のフォローは十分でしょうか。私は何度も同じテーマで質問しておりますが、一向にいい兆しが見受けられません。

前回、交通弱者のためにデマンドタクシーを質問し、答弁では、村営バスの利便を強調され、デマンドタクシーについては否定的と受け取りました。その後、地区の村長と語る会では、デマンドタクシーを肯定しておりますが、今、村長はどのように考えているのでしょうか。

2点目の買い物難民は、村内で日常的に買い物をしたくても店がありません。若い方や運転をする人たちは新庄等のスーパーに出かければいいのですが、高齢者たちはどうでしょうか。ミニスーパー構想を以前要望しましたが、これも実現できませんでした。

しかし、このまま何もせずに手をこまねいていたのでは、住みよい村とはほど遠く、本当に何も無い村になりかねません。せめて移動販売車で買い物できればと考えますが、現在、村内

で販売している方も、いずれやめようと考えていると聞いています。新規に始めるには車も高額であり、個人ではなかなか思うようにはできません。

そこで提案ですが、商工会とタイアップし、買い物難民をなくすようできないか。また、車や店舗ばかりではなく、人材確保も重要であり、ぜひとも地域おこし協力隊の力をかり、村を元気にしてもらえないものか。

以上2点について、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「交通弱者と買い物難民対策のその後は」という、早坂議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の質問についてですが、早坂議員からは、交通弱者対策に関し、過去に3回ほど質問をいただいております。

現在の、肘折温泉から新庄までの村営バスについては、山交バスの撤退を受けて、新たに村営バスとして運行しておりますが、その際、代替の交通手段の確保が急務となったため、乗り合いの定期バスはもちろん、デマンド方式もあわせて検討した結果、現在の運行体制となっております。

御質問の中で、デマンドタクシーについては否定的とありますが、前回、平成30年3月定例議会においては、「これまでデマンドタクシー等の利用について御提言いただいておりますが、決して否定するものではなく、そのような手法も将来的には必要となってくるので、今後の検討といたしたい」旨の答弁を行っており、繰り返しになりますが、デマンドタクシーを否定しているものではないことをまず御理解いただきたいと思います。

公共性及び財政的観点から総合的に考え、スクールバスを活用した現在の村営バスの運行方式に決定した経緯がありますので、当分の間は現体制での運行をしていきたいと考えております。なお、村営バスについては、村民の皆さんより御理解、御協力をいただき、順調に利用者数が伸びてきているところであります。

しかしながら、運行に際しましては、いろいろな御意見があることも承知しております。皆さんの御要望を全てお聞きするのは難しいことですが、その要望の一つである、肘折温泉・新庄間の村営バスを除く村内の循環バスやスクールバスについて、フリー乗降区間の設置について検討してまいりました。道路交通法の関係から、乗降場所等については限定されることもあるかと思いますが、今後、警察と関係機関と協議を行い、早い時期に実施できるよう努めてま

います。

利用者が利用しやすい交通機関になるよう、今後も安全で利便性の高い運行に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の質問ですが、この質問も第1点目と非常に関連性があるものと思います。

移動手段がないために日用品などの買い物が難しい、そのため移動販売等の支援が必要なのではないかという質問だと思います。

先ほどもお答えいたしました、フリー乗降になれば循環バスも少しは便利になると思いますし、買い物もしやすくなるものと思います。また、現在村内の商店の方々が移動販売をしてくださっていますことも承知しているところです。地元にいながら食料品等を購入できることは、高齢者にとっても非常にありがたいことだと感じております。

この移動販売を新規に始めるには初期投資が高額になることも承知しておりますが、新たに昨年4月から新庄市内のスーパーと協力した移動販売が村内の一部を回っておるようです。村内の業者と重複しないよう配慮し、その空白地区を巡回しているようですが、現在も商工会と連絡、調整を行っているとのことでした。

そのような中で、村主導による施策を打ち出すと、せつかくの民間活力を阻害してしまう可能性もあるかと思えます。したがって、当分の間、静観してまいりたいと考えています。

今後も、生活全般において村民が住みやすい環境を考えて、村政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 先ほど村長もおっしゃっていましたが、私は1年に一度、交通弱者と買い物難民ということについて質問してまいりました。4年間の集大成として、あらためてここで質問させていただいております。

過去の答弁を見ますと、はっきり言って、何ら進展はございません。ただ、受け取り方の違いで、村長は否定的ではないとおっしゃいましたが、私は昨年デマンドタクシーについて質問した際、他町村ではデマンドタクシーのメリット、デメリットいろいろあるが考え直すというふうな意見もあるというのをちょっと、ずっと心の底にたまっておりまして、村長はそうなのか、そういう考え方なのかと思っていたんですが、再度、肯定的な意見を伺いましたので、それは一歩前進かなと思っております。これは、私が4年間しつこく質問した成果なのかと、自分では自負しているんですけども。

それはさておきまして、けさほど私が出かけてから、やはり交通の足がないということで、

肘折の方からよく相談されていたのですが、その方からもまたお電話いただきました。これは大きいことではないんですけども、地元の人たちが切実に感じていることが、年をとってからどうやって移動したらいいんだろう、どうしたらいいんだろう。先ほど、指針の表明の中で、高齢化率、4世帯に1世帯が高齢化している。ということは、いずれ運転ができない人がもっとふえていくということですよ。

私たち女性は、買い物、特に、何を食べたらいいのかな、何を食べさせたらいいのかなということがすごい重大なことなんですよ、日々の生活の中で。それが、買い物ができなくなると、どうすればいいんだろうと。小さいことかもしれませんが、でも、これは生活に根づいていることなので何度も質問させていただいておりました。

新庄のほうで、巡回バスが昨年から巡回しているんですけども、やはり乗車率は伸びていないそうです。なかなか、利用している方は郡部まで来ていただいて、町なかのスーパーのところにおろしていただけるからすごくいいとは言っていますが、やはり自分の時間とバス時間の都合が合わない。ですが、福祉タクシーとか、そのほかの交通手段は、新庄市の場合はあるんですよ。でも、大蔵村の場合は村営バスしかないんです。

何回も申しておりますけれども、フリーの乗降、これは村長が一番初めに言ったのは29年3月に答弁していただきました。2年かかっております。2年かかって、ようやくここで少しだけ進歩した答弁をいただきました。早い時期というのは、率直に言って、いつごろになるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この件については、私が担当課職員に指示をし、今回も警察、あるいはそういうところと話し合いが進められている、あるいはいろんな回答を聞いたというふうなことも聞いております。担当課長より説明させます。

それから、今の質問の中で、決して早坂議員に対して、私を感じたことを強く申し上げるわけではありませんけれども、高齢者でも、若者でも、子供でも結構です。世の中には決められたルール、あるいはそれに準じて行動しなくてはいけないことは多々あるかと思えます。その中で、自分がその判断をして、それに合わせて行動するというふうな、それが人としての対応だと思っております。全て自分中心に物事を考えて、自分の時間に合わないから利用しないでは、私は理屈は通らないと思えます。

ということは、村でも最新の注意を払い、いろんな関係機関の皆様、あるいは利用者の皆様方から聞いて、より多くの方々の一番いい時期に時間帯も決めてございます。そういったこと

をしているのにもかかわらず、自分の時間に合わないから利用しない、あるいは利便性がないと一方的に決めつけることはどうかと考えております。

そのこともあわせて、私は議員さんというものは、全ての村民の皆様方からいろんな意見は確かに聞いてくるとは思いますけれども、物事というものは、できることとできないことがあって、それを取捨選択して、そして的確に我々執行部に対しても、役場に対しても、それを要求したり、要望したり、そういうことをしていくことが議会そのものだと考えております。その辺も考慮した上での質問になるように、私から逆に皆様方をお願い申し上げたいと思います。

それでは、総務課長から。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今の質問で、いつごろからというような御質問がありますが、昨年の公共交通会議において、その議題として出た経緯があると聞いております。その際に、警察からは、大蔵さんであれば、要するにフリー乗降をする区間がそんなになんないんじゃないかと、できる区間がないんじゃないかという御回答を得ております。

というのは、道路交通法上で停車できない場所がございます。例えば、カーブの何メートル手前とか、十字路の何メートル手前とか、急勾配のところではだめだよとか、そういうことで法律的に決まっておりますので、今後その辺を、では、どの区間がだめなのかを正確に路線ごとに判断しないと許可がおりないというような格好になりますので、その具体的な区間について警察と協議を重ねてまいって、はっきり言いつつごろというような、ちょっと答弁はできませんが、できれば31年度中には実施したい。それが初期になるか、後期になるかはちょっと今のところわかりませんが、担当課としては31年度中には何とかしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の村長のお話を伺いまして、言葉足らずで申しわけございませんでした。でも、私の思いも込めて、ちょっとお話しさせていただいているので、ちょっとそういうところは聞き流していただいて、また何かありましたら注意していただいて構いません。

それでは、道路のこれができないというのは、これはあれですか、肘折・新庄間の道路の中の村営バスなのか。それとも、村内全域の、スクールバス、好調で乗っていますよね。そういうバスのところなのか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） あくまでも、どこでもフリーの乗降ができる場所は、村内の循環バス

です。新庄・肘折間は定期バスとなっていますので、そこはやはり停留所でないとできないと聞いております。それで間違いはないと思います。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） そうなると、村営バスの新庄・肘折間の場合はいつもどおり、今までどおりの乗降しかできなくて、あとは作の巻とか、稲沢鍵金野とかありますよね。そういうところしかフリー乗降ができないということですか。

何か私の受け取りというか、皆さんの受け取り方は、新庄間もフリー乗降ができるのではないかなという捉え方をしている方がたくさんいると思いますので、もしはっきりした段階で、早目にそういうところは周知していただかないと誤解を招きかねないかなと思っております。

それで、デマンドタクシーのほうに戻りますけれども、前は、業者もいないし、ちょっと考えるにはメリット、デメリットがあって大変かなというふうにお答えしていただきましたけれども、その中で最後のほうに、私の質問の最後の中に、地域おこし協力隊の利用、これは買い物難民のところでももう一度出てくると思うんですが、もし人材がないのならば、そういう形で地域おこし協力隊に協力してもらえないかなと考えているんですが、その点はいかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 地域おこし協力隊に協力ということは、いわゆるデマンドのですか、運転手としてのことですね。そういったことができるのか、できないのを踏まえて、これからだと思っております。

ただ、地域おこし協力隊、大蔵村には、結婚と同じように縁遠くて、なかなかおいでいただけないというのが、私は悩みの種です。こんなに待遇をよくする、あるいはいろんなことを考えてあげて、憂慮したいなというふうに、高待遇をしたいなと思っているんですけれども、どうしたことなのかなということも踏まえて、村のPRというか、そういうものが足りないのかを含めて今、鋭意調査といいたいでしょうか、させているところです。どうして大蔵村においでにならないのかということですね。

ですから、デマンドタクシーをする際には、やはりきちっとした会社でお願いすることが私は妥当かなと思っています。例えば、地域協力隊を運転手さんとして、そういったこともやれないことはないと思うんですけれども、こういったことは事故、そういったこともつきまといますので、そういったことも全てクリアできる、そういった万全の体制でないと、単に思いつきのような形でやっても、後から、行政がやることですので、大変なことになるのかなと思っ

ています。そういうことも含めて、今、提案いただきましたことをちょっと考えてみたいと思います。

ただ、それも申し上げたとおり、地域協力隊がもし来ればという仮定の話だと思っておりますので、その辺も踏まえて、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） それでは、デマンドタクシーに前向きに検討していただくということで、2点目の買い物難民について質問させていただきます。

ここに、大蔵村で店舗があるんですが、正式にやめた店舗はまず1軒しかないということで、魚屋さんが1軒、あとは細々ながらも皆さん、現役で頑張るんだということで開いていらっしゃるということです。

大蔵村では、2件の移動販売、正式には、あと1件はちょっと個人的に回っていらっしゃるようなんですが、2件の移動販売者がおまして、その方たちが自分の回るところを決めて回っていらっしゃるようで、村長がここに書いていらっしゃるように、4月から、その方たちが回っていない地域、あと桂、藤田沢、四ヶ村のほうも回っているそうです。これは週2回、回っているということですので、地域によっては週1回のところもあるかもしれませんが、週2回、回っているということです。

村長は、ここで、当分の間、静観してまいりたいと答弁していらっしゃいますけれども、私のほうでちょっと確認しましたところ、村のほうでどなたかがやっただけのならばノウハウも全部お教えして、お任せしたいということでしたので。これも先ほど、移動販売車、約200万円くらいの初期投資がかかるそうなんです。そうなってくると、個人でするにしても、いろいろな補助金がありますので、さほどの金額、100万円以下ではなると思うんですけども、いろんな補助金を使いながら、できないことはないと思うんですね、この移動販売を始めるに当たって。そして、そのノウハウを教えてくださいというので、初めてするにして、初めて、何をしたらいいのかわからないのではなくて、その方たちも教えていただければ、極端な話、素人さんでもできるのではないかなと。

けれども、ここでやはり人材なんです。若い人たちに募集をしたときに、その方たちが引き受けてくれるか。もしくは、また地域おこし協力隊という形で募集をするか。そういう形にしかならないと思うんですけども。

買い物をすることが楽しみなおばあちゃんたちがいらっしゃいますので、ぜひとも自分で選んで買う。この最低のことを私は、元気なうちにいつまでもしてもらいたいと思っております。

ですので、村でどのような協力体制、まず商工会も含めてなんですが、もしこういう形になったときにどのような協力体制ができるか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の考えとしては、第1回目の答弁で答えたとおり、静観をしてみたいと。せつかく民意といいたいでしょうか、そういった形で今、起業をやっているのに、水を差すことはどうかと考えます。

ただ以前にも、早坂議員、御存じのとおり、商工懇談会という形でたしか2年前でしたか、この質問に書いてあるミニスーパーもそうです。移動販売もそうです。そのとき、私、今回も出ました。ことし、今から1週間ぐらい前でしょうか、商工会の理事会の中で、各商工会の幹部の皆様方、青年部、女性部、それから親会の役員、理事の皆様方とお話をしてみました。その際にも確認したんですけれども、その2年前も確認したことで、私は地元の商店が大事だからこそ、よそからそういったことをしていいのかということも確認をとって、皆様がよければ、そういうことにも村として前向きに検討してみたいというお話をしたつもりです。

今回もそれを確認したところ、皆さん自身の中で、その合意がなされていないんですね。つまり、まだ商売をやっているわけですよ。商売をやっていて、ミニスーパーなり、そういうような移動販売を村がやってしまったら私どもはどうするのというふうなことが出てくるということで、その辺の縄張りというものでないですけれども、そういうことの競争の中で、果たしていいんですかと。そういうことの中で、皆様がまず納得して、ここでみんな、こういうふうにとままりましたから、ぜひお願いしますよというふうな話であればいいんですけれども、行政がしゃしゃり出て、そういうことをやって、商工、お店の方々から反発を受けるようなことは大変ですということを改めてお願いしました。そうしたら、本当のことだよねというふうな話で納得をしていただきました。ですから、この話については、その席では出ませんでした。

そういうことで、まずは地元の、大蔵村のそういった商店の方々、魚屋さんであれ、肉屋さんであれ、そういう方々が、そういうシステムをとっていいのかということですね。しっかりまず自分たちで納得する話し合いをしなければ、私はだめなのかなと思っています。

私が逆に提案したことは、皆様方が共同テナントとしてそういうものを出すのであれば、あるいは日がわりで、当番でそういうふうな管理をするのであれば、それは話が早いでしょうということを、逆に私から提案申し上げたこともありました。

そういうことですので、一概、行政主導でやっていいものと悪いものがあると私は認識をし

ているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の村長のお話、ごもっともだと思うんです。やはり商工会が中心となっていていただいたほうが、皆さんの納得がいかないところで、ほかの業者が入ってきたら、やっぱりそれはそれで心外な部分がたくさんあると思います。でも、現実的に、回っていないところは今はよそから来ているわけですね。

ちょっと村長にお尋ねしたいんですが、先ほど逆提案して、テナントを日がわりでしたらどうかと。その答えはどういうふうに商工会の方たち、答えていただいたんでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 別にお答えというか、そういうことはいただいていませんけれども、その辺は自分たちで考えていかななくてはいけないというふうに、私は、無言でしたけれども、納得をしていただいたのかなと感じてきたところです。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございます。

実はこの逆提案の件も、やはり商工会から、一部の方たちからお話は出ていました。ですが、残念ながら、大蔵村で御商売なさっている方たちは、協力する方と、そうでない方といらっしやって、なかなかまとまらないと。困ったやというのとまっている状態なんですよ。でも、困ったやという、とまっているらっしゃる方はいずれ、もう誰も跡取りもいないし、自分たちは、もう自分たちの代で終わるのかなと。そういう感覚でいらっしゃるようなんですよ。

でも、それで終わられてしまっちは、ここに住んでいる私たちはどこで買い物をすればいいんでしょうね。デマンドタクシーがいずれなるかもしれませんが。そうなったら私も高齢ですので、免許を返還して、そのタクシーを利用して買い物に行けばいいんですが、そういうことも、近々の未来を考えたときに、今、販売していらっしゃる方たちの年齢も高いんですよ。それが私、すごく不安で、村長がおっしゃっている、住みやすい村、住んでいてよかった村、それが本当になくなるというのではいけないんですけれども、なかなか、この村にはもう住めないわ、どっかに行くわ。行かれてしまうような、そういう危機感を持って、この質問をしているわけですよ。

ですので、前向きに検討とかというよりも、もう本当に実践していただきたい。本当は即実践していただきたいんですが、それはなかなかできないので、そういうことを踏まえると、私

はやっぱり移動販売かミニスーパーか、あとデマンドタクシーの検討を早急にしていただきたいと考えております。

いろいろ考えていますと、村長の考えもわかるんですよ。わかるし、私の考えもわかっていたきたいんですが、ただ村長がよく、家族がまず第一だから、家族の方たちが協力して、していただけたらということなんですけれども、家族に頼みたくとも諸事情があって頼めない人、ひとり暮らしとか、高齢者の2人で暮らしていらっしゃる方、そういう方たちには村長はどうしたらいいとお考えか。ちょっと、その辺もお尋ねしたいんですが。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 月並みな答弁しかできないかと思っておりますけれども、私は何回も申し上げますとおり、やっぱり家族の皆様方をお願いする。それがだめな人は、やはり近くの親戚、あるいはお友達というふうなこと、それもいつも言われています、そういったことが対応できるのも数限られるのではないかなということも、私自身もわかります。

けれども、こういった課題だからこそ、そういうことも進めていくというんでしょうか、それも立派な役場の仕事かなと思っていますし、それでもらちがあかなければ、やっぱり行政が入っていかねばならないものだと思っています。

そういった中で、いろんな役職の方もいらっしゃいます。特に、そういった住民の困り事のような形の中では、民生委員、児童委員の方もいらっしゃいますけれども、まずはそういう方々に相談をいただくなり、あるいは村の保健師さん、そういった部署に、人にいろんな相談をする。そういうことだろうと思います。

実は自殺対策についても、昔は、村でお話あったとおり、その人個人の責任の範囲というふうなこともありますけれども、それは社会が生んでいる疲弊の部分だということもお話はございます。あわせて男女共同参画ということで、以前は男子、男性にだけ求められていたこと、あるいは責任のあることが、逆に責任の部分から言えば、女性も同じ責任を負わなくてはいけないという部分も出てきているわけです。そういう社会の中で、一人一人がそういうことに関心を持てるようなことにしていかなければならない。これはあくまでも理想でありますけれども、私はそのために、大きな行政ではできない、小さな行政だからこそできる、そういったことを、職員についても、やっていただきたいというようなことをお願いしております。

そのために、週の初め、普通は月曜日でありますけれども、連休になった場合とか、火曜日、水曜日の朝会になる場合もあります。口癖のように、いろんな出来事が、相談があります、村民からは。それで、できないというふうに一言で終わらせてしまえば非常に簡単なことなんで

す。けれども、逆に何かやってあげる、寄り添った形で親身になってというふうな、膝をおろして、同じ目線の中で物事を考えていただきたい。そういうお願いをしております。このことは、12年間の中で着実に職員にある程度理解をしていただいていると思っています。

さらに、こういったことは職員のモラルの中でも、しっかりとそういったものも醸成しながら、村民に対して、どなたに対しても同じ態度で、私がいつも言います、親切丁寧、わかりやすい。このキーワードの中で対応していただくようお願いしているところであります。

月並みなことを申し上げましたけれども、私はやっぱり人に相談をする、それが一番大事なことかなと思っています。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） どうしても、まず友達とか親戚とか、そういう方たちができないときには行政に相談ということに、村長はおっしゃっていますけれども、そのときの、何か詳しい、もし、買い物したいんだけど足がない。そうしたときに、1人の人を、ではその人たちだけを乗せてしまったのでは、あの人だけいい目見て、私らも、じゃあ頼んだらみんな乗せてくれんだかとなるわけですね。そこなんです。そこでデマンドタクシーが登場しますので、ぜひともそのデマンドタクシー、実現できればと願いたいと思います。

それと、買い物難民のほうも、村の現役のおばあちゃんたちのためにも、ぜひとも元気で暮らすためには、自分で御飯をつくって、献立を考えて、そしてつくって食べる。それがぼけ防止にも一番だと思いますので、買い物難民だけの問題ではなくて、健康問題もここにかかわってくると思いますから。ぜひともそういう意味で、いろんな意味、商工会とタイアップしながら行政も考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 8番中島幸夫君。

〔8番 中島幸夫君 登壇〕

○8番（中島幸夫君） 私は、四ヶ村営農飲雑用水施設の再生ということで、村長に伺います。

四ヶ村営農飲雑用水施設は平成12年に工事を着工し、16年に滝ノ沢地区に供用を開始しましたが、その後、取水口の砂と水の分離ができないため、何回もそのふぐあいに、本当に担当者には大変難儀した経緯があります。試行錯誤の結果、取水施設を断念して、現在は旧豊牧地区の用水を整備して、今、利用させていただいております。

今のところは何の問題もなく機能しておりますが、今後心配されることは、地震などによる地殻変動で水源の枯渇が心配されるし、ポンプを利用しておりますので、自然災害などにより長時間の停電なども考えられ、地区民はそれらを過敏なまで心配しております。

その点、当初の施設は自然流下なので、取水口の問題を解消できれば維持費も少なく済むだろうしということで、もう一度その取水口の整備を考えてもらえないのかと。こういうことであります。

また、その施設は多額の資金と時間をかけた施設でありますので、今後のためにも整備しておくべきかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「四ヶ村営農飲雑用水施設の今後について」という、中島議員の質問にお答えします。

四ヶ村営農飲雑用水は、四ヶ村地区の安定したライフラインの確保と農村環境の改善に寄与することを目的に、県の事業として整備され、平成16年から給水を開始しております。ただ、古水川支流の小河川の表流水を水源としているため、融雪時期や大雨のときなど大量の土砂の流入が見られ、水質的にも、濁度、色度が高く、浄水施設の損耗が激しいことから、平成20年10月に旧豊牧簡易水道の水源や揚水施設の譲渡を受け、1日最大給水量96立方メートル、計画給水人口252人として簡易水道事業の再認可を受け、現在に至っております。

水源を変更してからは、水質、水量とも異常なく、1日に約60立方メートルを供給しているところであります。

議員からは、地震等による水源の枯渇、長時間の停電による断水が心配されるため、自然流下により利用できる当初計画の取水施設の再整備について御質問いただきました。地震等による水源枯渇は、地下水を水源としている本村の水道全てにおいて危惧される問題であります。水道管や配水池等については、ある程度耐震化できるものと考えますが、水源、水脈そのものを耐震化することは不可能であると思えます。

地震による災害のほかにも、無秩序な岩石採取等、森林開発を防ぐ必要があるものと思えます。

村では、本年2月に水道水源地帯の乱開発を防止するため、村内の民有林全てを山形県水資源保全区域に指定したところであります。四ヶ村簡易水道の水源地については国有林となっておりますが、保安林に指定されており、開発行為が制限されております。

また、議員御意見のとおり、災害等により長時間にわたって停電になった場合には水道水が断水となることも予想されます。実際に、平成23年3月の東日本大震災では、自家用発電機のない白須賀簡易水道が丸一昼夜にわたって断水となり、村職員による応急給水を行ったところ

であります。また、昨年8月の豪雨災害においても水道配水管の一部が破断し、塩地区も一昼夜断水となった経緯もあります。

四ヶ村地区簡易水道についても、水源地の水を高台にある浄水場への送水は、揚水ポンプによる圧送でありますので、停電時には取水不能となることが予想されます。村では、停電対応のための自家用発電機の設置を順次行っていますので、四ヶ村地区簡易水道についても整備を進めてまいります。

なお、取水口の再整備については、水源が複数あったほうが災害リスクを回避できるわけがありますが、冒頭で申し上げましたとおり、土砂の流入や管路の災害が頻繁に発生し、水源を変更した経緯がありますので、再整備については考えておりません。

給水量の増加や現在の水源に水量不足が生じるなど、現状に大きな変状が見られ、さらなる水源地の必要性が生じた場合は、現地を調査し、経済性も考慮して、検討してまいりたいと思います。

最後になりますが、水道施設は、電気、電話、道路等とともに最も重要なライフラインの一つであります。平成30年度は国内各地で大規模な災害が発生し、西日本豪雨災害や北海道胆振地震では、水道配水管が各所において破断による漏水が発生し、また浄水場に土砂崩れが直撃した水道施設などもあり、地域住民が何カ月にもわたって水道を利用できない被害が発生しております。

村の水道施設も山間部に位置しているものが多く、老朽化も進んでおり、ほとんどの水道管は耐震化されておりません。厳しい水道経営の状況の中、今後、老朽管の更新や耐震化も必要です。これらを更新するためには、水道料金の改定についても検討していくことが必要と考えておりますが、日ごろから災害対応など危機管理意識を持って適切に維持管理していくことが必要であると考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げて、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） 再整備についての考えはありませんという答弁で、答弁者に対しては本当に状況説明は難しいところですが、建物状況説明をさせていただきます。

現在利用している水源は、本当に谷底にありまして、周囲の崩壊などが心配されます。過去にも崩壊した形跡が多々ありまして、なおさら心配されております。

そこでですけれども、これも水源は2カ所かな、現在使っているものは。それも、土のうでとめた程度の、本当の、仮設ではなかったんですけども、今でいえば仮設に見受けられる場所

にありますので、これはぜひ再整備しておかないとうまくないのではないかなど。こう思いますので。これは村長、どうしてもこれをしておかないと四ヶ村の水源はゼロになりますので、まずこれをひとつ再生のほうお願いしたいと思います。やる気あるのか、ないのかというところまで突っ込んだ話をひとつお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も両方の水源地といいましょうか、施設については自分の足で1時間以上かけてですかね、歩いて行って、見てまいりました。担当課の話も聞いて、今後その場所を、今、中島議員がおっしゃられるところを再整備するということが今の状態として考えられるのかということを探ねて、検討した結果、とても整備できる状況ではないという答弁でしたので、こういった形で答弁をさせていただきました。私は以上です。

○議長（鈴木君徳君） 中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） さて、いよいよ本題でありますけれども、この営農飲雑用水はかなり難儀した、取水箇所については大変難儀した場所ではあります。私もそれに、側面からですけども見ておりますので、本当に大変だと思います。けれども、あれだけの資金と時間をかけてしたものをみすみすという、本当に惜しいなど。こう思っております。

それでですけども、あの時点では、短距離で全量の水を、それに確保しようと、こういうやり方でした。したがって、水の量も多いんですけども、水が勢いがありますので、砂も一緒に運んでまいります。それで、水がないということで、本当に担当者など、高山課長など本当に頻繁に来て、掃除しておりました。

そういうことがあって断念したという経緯でありますけれども、これは村長、全量を1カ所をとるということはやっぱり理想なんだけれども、難しい話ということ、例をとりました、その牧場で使っています水源は1カ所で、密閉型にして、民有地のホース、それだけで十分そこでは間に合っていると、こういうことですので。あの方式でやれば、何とか水は確保できるのではないかなということ。私は全部調査してみましたが、そこはY字型の沢ですので、2本の沢があって、2本からとっています、現在この既存の取水箇所は。それで、調査結果、左側に3カ所、右に3カ所ぐらいの、量は少ない源流ですので。それで確保すれば、仮に沈砂槽といえますか、そのため池がありますので、それをためておけば結構の量が確保できるのではないかと。

一度にとるとというのは、やっぱり問題があるのよ。大概がそうなんだ。何メートルかな、二、三メートルの場所で全量をとる、こういう方式でやっている全量をとれば簡単にできるだけ

れども、したがって砂も流れるということで、砂と水の分離に苦勞したと。それで、担当者が本当に3日、4日置きに来て掃除していく。それではやっぱり務まるはずはないな。それで断念して、仮にそういうものがあるんだから、それを利用させてもらったと。こういうのがあのときの経緯でありました。

そこでだけれども、その牧場で使っている、あのやり方ならばできるのではないかと思うんだな。密閉型にすれば、砂もたまらないし、ごみも入っていかない。まあ多少入るけれども、その全量をとるということが問題あったのよ。当然、24時間あいているんだから、量が少なくても間に合うはずよ。牧場が使っているものは、2インチは使っています。2インチの黒ホース。あれを見てみると、3分の2までいかない1カ所からとっているんだ、そこ。そのすぐ支流にも、その下流にも、その湧水場所もありました。

だから、面倒くさいけれども何か所からとれば、間に合うだけの量が確保できるのではないかなということです。ただ、やる気がないと言うんだから、何回言っても同じだろうけれども。

その辺をもう一度考えておかないと、今、言った、下流のものは、地殻変動があると、物すごく谷底ですから。それなりの設備をしておけば、それでもいいかもしれないんだけど、とりあえずわからない話よ。だから、当初の飲雑用水のこれも流しておくことないわけ。いざというときにはスイッチを変えればいいから。そういう方法はいかがなものかと。こういうことです。村長なんか、現場に行ってよくわかるという話だから、話は早いんだけど。

そういうことで、ひとつ、そういう私が説明したことに対して、何かハテナとかという考えがありましたら、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、中島議員がおっしゃったところの水源は表流水なものですから、どうしても水の透明度、いわゆる濁りが高くて、まずその濁り水を飲めるようにするために、いろんな設備、今の豊牧水源地では必要のない、あるいは必要としていても交換頻度が早いとか、いろんな欠点が多いんですね。そういうことであって、例えば今の豊牧の水源地というか、そこが使う水が少ないとでもいうのであれば、それは新たに考えなくてはいけないということはあるんですけども、最大限96立方を使えるという形もあって、ところが今、四ヶ村では60立方で間に合っているということでもあります。36立方の差があって、別に、別の水源地を探す必要もないわけですよ。もちろん自然災害があった場合はということを考えれば、どこも同じ条件なんです。

そういうことで、私の考えとしては、課長と話し合った中では、再整備は必要ないと判断を

させていただきました。課長は私以上に専門的な知識もあり見識も高いと思っていますので、必要があれば高山課長からも、私の発言と、さらにつけ加えていただければと思っています。

議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 四ヶ村地区の営農飲雑用水の水源関係なんですけれども、中島議員さんからおっしゃられたとおり、できた当時、私は担当者でありました。どうしても、沢水の表流水をとるということで、水槽の中に大量の土砂が流入してきまして、その対応に大変苦慮した経験がございます。県の事業がまだ継続しておったものですから、その対策を県にお願いしましたところ、もう村では水道料金を徴収しているので、そういった対応については村で行ってくださいといったことを言われまして、毎週2日ほど片道約1時間かけて、ほうきとスコップを持って、その水源地の清掃に行った経過があります。

その土砂の流入を防止するために、現地の水槽に透水性のある膜を張って土砂の流入を防いでみたりしたこともあったんですが、それでも、どうしても冬期間、現地に対応することができなくて、もう一冬で2つの水槽と、それを合わせた3つの水槽があるんですが、それがもう土砂で満杯しているというふうな経緯がございました。

そういったことがありまして、旧豊牧簡易水の水源地を譲渡してもらったという経過があります。

中島議員がおっしゃる方法も、一つの方法としてはあるかと思えますけれども、沢の部分に埋設されてあります導水管が、結構その沢が暴れ沢で、今現在、中島議員、御存じかと思えますけれども、露出している状況にあります。水源地の保全ですとか、導水管の保全、全体的な維持管理を考えた場合、やはり当初計画の水源地を再整備するということは大変難しいものがあるのではないかと考えております。私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） 現在で問題といえば、ただポンプを使っているだけで、皆、水質もいいし、量もあるし、それは何ら問題ない。それは、私もちゃんとそこへ行って見て、何もそんなことを言っているわけではなくて、昔につくったものをそのままいいのかという話です。これは、今の飲んでいる水なんか物すごくいい水で、量があるし、ただポンプを使っているから、ちょっとそれが難がありますけれども、それを言っているのではなくて、それはそれで違う機能してますので、それは問題ないんだけど、あの設備をあのままいいのかと。こういう話です。

これは、村長、寒河江の災害で、導水管といったか、送水管といったか、その施設それも、構わないでおいていいものやら、ずっともうあれだから、全部撤去すると。こういう終わりだけれども、それで、そういうものがあるので、いずれにしても担当区に行って、それも、我々は土地を貸しているんだから、やっぱりそのままではうまくないよと。

だから、やるのであれば、砂を運んで、埋めてもらわないと。問い合わせがあれば、そういう答弁しかできないと。ただ、あんたたちでできるわけではないから。ある土でそれを埋設すると。それも、見ないふり、聞いてないふりして、しょうがないんだと。担当者はそこまでしかやらないとだけだった。

それから、その上流の、そういうタンクなんかありますので。作業道路、管理道路、これはやるとすれば、それで切るというのなら何も要らないけれども、そういうものもあるとすれば、我々も土地を貸しているんだ、建物、その沈砂槽。そういう関係上、道路だって、そういう要望があれば、やっぱり道路だって、さらに、そういう話もしてきました。それだけ俺、今、村長も話している去年の災害で埋設した管が全部露出しているんだ。それをどうしますかという話も続くわけよ。このままでは倒木流木だってひっかかってくるし。

その辺も含めて。これは今どうとはできないかもわからない。現場をよく見て、結論出なかったけれども、私は昨年11月この日、行って……（「2018年11月29日」の声あり）その日、行って、つぶさに見てきた。全部、上流まで行って。それで、そのままではだめだろうだから、村長の判断を仰がなければなということが、きょうの質問であります。

それで、村長、どう思いますか。切るか、そのままにしておくか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の時点で、私、切るか、そのままにするのかと言われても答えようがないんですけども、こういったことは、こういう大きなことではなかったと思うんですけども、毎年のように水が出るたび、こういう状況だったということを聞いております。

今後も、もしそれをするとすれば、こういった維持管理の費用も出てくるということで、莫大なことになりますので、私は今、間に合っている水源地があつて、それもすばらしい、中島議員さんがおっしゃるとおり、水質でもありますし、何ら問題がないわけですので。

こちらは撤去ということで、あるいはそういったことができるのかどうかも含めてですね。ですから、物事というのは、結局その工事に入るときに、果たして、計画ではよかったんですけども、計画どおりに行かなかったということが現状かと思えます。実際に、豊牧、平林、滝ノ沢、沼の台で使う水量を満たすことができなかつたと私は判断をしたつもりでありました。

そういうところで、今の水質がいい豊牧の簡易水道の施設を村で譲り受けまして、心配のない給水体制を敷いているというようなことで、今こちらの再整備については考えていませんということで、改めて明言をしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） 極めて簡単な答弁だけれども、明日、あさって、そういうこともないと思うけれども、やっぱりそのままではだめだと思います。いずれはこの管も蛇行して、流れが妨げるんでね、そのままではだめだと思いますけれども、あれだけの資金、時間かけてやったものを切るということもどんなものかなと。

ただ、つないでおけば、最悪の場合ですけれども、取水箇所とこれがつながっていれば、スイッチを切りかえれば来るんだから。けれども、村長の言うとおりの、金がかかるの、やっぱり。金がかかるから、その埋設だって5万、10万でできる話でないと思います。距離にして、延べメーター150はあるな、もっとあるか、そのぐらいあるかなというふうには。

そういうことで、切ると言えば、あと話は終わりますけれども、どんなものだ、村長、もう少し考えてから、いや、検討しますぐらいだから、まあまあだけれども、どんなものですか、村長さん。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、切るか切らないかですけれども、やはり、ただ中島議員がおっしゃるとおり、ここは保安林でもありますよね。そういったことで、木を切ったり、そういった土砂を動かすというようなことは禁じられているところでありまして、特例でもって、こんな形をさせていただいているわけでありまして。その辺も考えた場合、いろんな、これから検討、対策をしていかなければならないと思っています。

ただ、いずれにいたしましても私は、ここを県と村の中での事業としてやった事業でありますけれども、今としては、これを再整備するという考えはございません。最初の答弁のとおりであります。

○議長（鈴木君徳君） 中島幸夫君。

○8番（中島幸夫君） さっき、その保安林だけれども、それも、そういう施設があるから、その大きな作業管理道路ぐらいは許可しなければならないでしょうと、担当者はそう言っています。ただ、大きなものでなくてもいい、保安林の関係上。そこらへんは、まあ担当者の話だから、余り当てにはならないと思いますけれども、そこまで話はできました。ただ、村長がだめだといったらそれで終わりだけ。

そういうことで、村長は、この施設は継続する気はありませんということですが。今、使っているものは本当にいい水で、量から質から問題ない。ただ、電気とか、あえていえば、最初言ったように、地殻変動で、やっぱり揚水が少なくなるとか、これはあり得る話だから。それと、さっき言った、本当に谷底ですから。山崩れがあればどんなものかと、こういう話です。それに対応するだけの、これから今後、設備をしておかないとなど。今、間に合っているからいいだけでは、先の見えない話で。

ひとつ、これも含めて、もう一回答弁して。最終答弁ですので。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 再整備する気持ちはございません。ただ、今、中島議員がおっしゃったように、このままで、どこまで引っ張れるかわかりませんが、県との話し合いも当然必要になってくるのかなと思っているんです。ただ、こういったものを余り公に出しますと、最初からもう使っていなかったわけです。それが問題になるのかなと私は心配しています。この席で言えることではないんですけども、そういうことの中で、穏便にという言葉は変でしょうけれども、まずは再整備をする気はないということで、中島議員さんには了解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

午後3時44分 休憩

---

午後3時55分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） 雪に関する話ですけども、昔に比べればと、こういうふうにも思っていますけれども、今は県道、村道も、国道並みの除雪体制で、以前とは別の世界となっています。また、車の進歩も著しくて、便利になったなと思っています。各家の除雪なども、機械の進歩によって、そんなに苦にならなくなってきました。

要するに、除雪というものは考えようで、必要十分と考えればいいはずなのに、それ以上考え過ぎて苦勞している方が多いのではないかと、不満も消えないのではないかと私自身、心の中で思いつつ、きょうの一般質問となります。

ことしも例年のように雪が降り、そして今、春を迎えようとしています。私の一番好きな季節となっています。降る雪の多少はあれ、この地に生を受けてから、毎年同じように雪のある冬があって、その雪の中での暮らしがあって、何も変わっておりません。

物質文明が発達して、ここ数十年で私たちの生活形態は大きく変わって、雪国の暮らしも、産業も、何もかもさま変わりしている中、この雪について3つの観点から改めて考えてみたいと思います。よろしくお願いします。

1つ目は、除雪。除雪体制も能力も大きく発達を遂げ、夢のように便利になったと感じているものは私ばかりではないと思いますけれども、しかし、それでも住民の真の満足感にはほど遠いと感じています。

村は、道路除雪のほかは困窮者へのささやかな支援のみですけれども、このままでいいのかどうかと伺います。村は、日本一の除雪完備の村と言っていますけれども、道路の除雪に関してのみであります。日本一の称号に近づけるためには、もう一工夫、必要なのではないかと考えています。住民の側に立って、新たな施策の展開の必要を感じますけれども、どうでしょうか。

2つ目は、産業・交流としました。雪に対しての観念が、克雪から利雪、楽雪、遊雪と、いろいろ言葉もありまして、発想の切りかえは進んでいるように見えますけれども、新しい産業であったり、交流の継続的な資源、魅力として満足できていないなと感じております。単発的なイベントは繰り返されておりますけれども、人を圧倒するような魅力がまだ隠されている気がしてなりません。人を圧倒するというものは、規模、スケールだけのことではないと思っています。雪の真の魅力をいま一度考えるべきではないかと思っています。

3つ目は、教育です。今、子供たち、冬に雪に何を学んでいるだろうかということを考えています。小学校のスキー授業を紹介されていますけれども、校庭で遊ぶ姿も見たことはありませんが、雪に向かって遊ぶ姿というものは、学校のほか、ほとんど見ないなと思っています。中学生の除雪ボランティア活動を紹介していただきましたけれども、そもそも家でもほとんどしない除雪作業をボランティアと称して行うことに、その中学生自身、何らかの価値を見出しているのだろうか。大人目から見ての価値判断であっては、本当に身につくものにならないのではないかと。そんなことを思っています。

村の子供たち、将来この雪国で生きていくことに価値観を見出せる教育的な配慮、メッセージが必要ではないかと考えております。

春を迎えようとしている今、雪に思うことは多いなということで、村長、教育長の基本的な

思いを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「春を迎えようとしている今「雪に思う」」という、矢口議員の質問にお答えいたします。

7人目、最後ということで、雪を名残惜しむではないけれども、そんな感じでもいいのかなと思います。

ちなみに、私は小学校時代、大坪からスキーを履いて登校しました。6年間ずっとであります。そういうことで、スキーは大坪の子供たちにとっては生活の必需品、通学の必需品でありました。ですから、スキーの下手な人は大坪の生徒ではないと言われたものであります。

ことしの冬は、昨年と比べると雪が少なく、まさに春はそこまで来ているような天候が続いています。

しかし、幾ら雪が少ないといっても、毎日が雪との闘いであって、これも雪国に住む者にとっていたし方のないことかもしれません。雪解けが進み、桜の咲く季節を首を長くして待っているものは私だけでなく、皆さん方も同じ気持ちではないかと思っています。

さて、1つ目の除雪の質問ですが、大蔵村は「日本一の除雪完備の村」を掲げ、各地区の村道の隅々まで除雪を行い、生活に不便が出ないよう除雪体制の整備を行ってきました。

また、自力で除雪をすることができない要援護者に対しましては、議員御承知のとおり、支援を行っております。

議員は、これら以外の新たな施策が必要ではないのかという御意見ですが、人の欲望や欲求は日々変化するとともに、十人十色と申すとおり多種多様に及んでおります。村といたしましても、その全ての要望等にお応えすることは到底無理なことでもあります。

しかしながら、その時代に合った形の施策は当然必要なものであって、住民の方々の時代に合ったニーズを的確に判断し、村政運営に反映していくことが私の使命であると考えております。

とは申しましても、現在どのような施策が必要なのかは一概には言えませんが、それらのことについて、今後、議員の皆様方と相談しながら行っていきたいと考えますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、2つ目の、産業・交流の質問にお答えいたします。

村では過去に、冬、雪に関するさまざまな事業やイベントを実施してまいりました。30年ほ

ど前には、湯の台の吹雪を体験する吹雪ツアー、現在は青森県で実施しているようですが、中でも全国的なイベントとして、全日本ラングラウ月山大蔵大会は記憶に新しい事業であります。最大時の参加者は3,800人、参集者は5,000人を超えました。

平成7年に関連事業として生まれた「おおくら君Ⅰ世」は「世界一の雪だるま」としてギネスブックに登録されました。「おおくら君」はその後もつくり続けられ、現在、大蔵村の公式キャラクターとして村内外で活躍をしております。本年、間もなく25世の「おおくら君」が完成いたします。ギネスブックに登録された当時、人口5,000人の小さな村が世界一になったという大きな発信は、小中学生はもとより、村民に大きな自信と勇気を与えました。

現在、「肘折幻想雪回廊」「地面出し競争ワールドカップ イン肘折」「ドカ雪・大雪割キャンペーン」「おおくら雪ものがたり」など、肘折温泉を中心としたイベントを実施しておりますが、予算やマンパワーの不足で事業が縮小化していることも否定できない状況にあります。

しかしながら、「地面出し競争」は大手民放のテレビ番組で取り上げられるほど注目されているイベントです。また、昨年、積雪深445センチを記録した際に実施した「大雪割キャンペーン」は、オリンピック開催期間中にもかかわらず、連日、ゴールデンタイムを含めて多くのテレビ、メディアに取り上げられ、2月13日から15日の間、インターネット検索ランキングでベスト10に入りました。

雪の真の魅力をいま一度考えるべきとのことですが、10日間ほど考えた今、真の魅力はこれだと回答することはできませんでしたが、私の、村の、とりわけ四ヶ村、肘折の雪にははかり知れないポテンシャルを感じております。

厄介なものであることには間違いありません。オリンピックのように4年に1回降る雪でもなく、毎年ほぼ同量の計算できる雪が降ります。ぜひ、議員の皆様方を初め、多くの村民の皆さんの御意見をお伺いし、大蔵村に、また、全国に誇れる冬・雪イベントを誕生させたいものです。

次に、3つ目の教育という質問にお答えいたします。

村の子供たちが将来この雪国で生きていくことに価値観を見出せる教育的な配慮やメッセージが必要ではないかとの御意見を伺いました。

私は、雪国には雪があるゆえの自然、歴史、文化等の豊かな資源があり、そこで暮らす人々の知恵があり、雪とかかわる多くの活動があると考えます。地域の自立を考える上でも、雪国ならではの発想や可能性があります。雪国に住む私たちがみずからの責任で雪害から家屋を守る、地区や町内会など地域コミュニティー単位で住民が協力しながら自発的に雪処理を行う姿

は、まさに雪対策版の住民自治とも言えます。

さて、中学校の除雪ボランティア活動ですが、ひとり暮らしや高齢者宅の除雪活動をグループで行うわけですが、作業を通してのお年寄りとの触れ合い、地域との交流など多くのにぎわいや活性化につながるものと思います。仲間と協力することの楽しさ、作業を終えた後の達成感、また、そのお宅からはきっと、「ありがとう」のお礼の言葉があろうかと思えます。その言葉を聞いたときの満足感や、やり遂げてよかったなという充実感、感動は、経験した人しかわからない貴重な生きた学習となります。そのことが活動の目的であろうと考えます。

さらに、機械化が進み、家庭、家族で除雪をする機会が少なくなった今だからこそ、雪に触れ、雪国で生きることを学ぶ。その学びこそが、「雪に強い村づくり」「地域で支え合う福祉の村づくり」「協働の村づくり」につながるものであり、ボランティア活動がそのきっかけになればと思います。

村として、住みやすい村、住みたくなる村づくりを目指すとともに、「村づくりは人づくりから」を基本に、村民が生き生きと学び暮らせる環境を創出してまいりたいと存じます。

ここまでの私の答弁で、次は教育長に変わりたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

ただいま加藤町長がお答えした内容と重なり合う部分があるかと思いますが、御理解ください。

まず、質問にあります、中学校の除雪ボランティア活動を通しての雪国の生活の価値観ということですが、このボランティア活動は、地域貢献活動の一環として、空き缶拾い、ごみ拾い、花いっぱい運動などの美化運動と同様、学校が1年を通じて取り組んでいる総合学習の一つでございます。

地域で暮らすために、互いが協力し合って生きていく。地域で自分がかかわり生きていくか。みずからの気づき、気づかせるなどの事業の一つとして取り組んでおります。

特に除雪は、議員御意見のように、雪国で暮らす上で大きな課題です。その作業を通じて、共助、互いが助け合うという部分で子供たちが感じ取るきっかけづくりということ、まずは御理解いただきたいと存じます。

さて、これからの子供たちに、雪国で生きていくことに価値観を見出せる、あるいは見出させる教育的な配慮、メッセージを私なりに述べさせていただきます。

まず、大きく2つあると思います。

1点目は、雪にはどうしてもマイナスのイメージがつきまといがちです。雪のプラスの側面に着目して学習を展開したい。つまりは、雪があるからこそという観点での学習を取り入れていきたいと思います。

例えば、冬に降った雪は「自然のダム」となって、春から初夏、少しずつ解けて田畑を潤します。この恩恵は南国には見られないもので、小学校の社会科で稲作の学習として取り組みます。

このように、雪国から学びを実践していくこととして、6つあります。

雪を体感する、自然体験。雪で交わる、交流・協働。この協働は、協力し合って働くという意味合いです。そして、雪で知る、地域文化。雪で運動する、健康・運動。雪を科学する、科学・防災。雪を生かす、エネルギー・環境。この6つ。雪の結晶は6つあるので、この6つの雪の数というテーマで意見を述べさせていただきます。

雪があるからこそできることを知ることで、子供たちに自信と自慢の持てる教育環境を取り入れていくことが必要と感じます。

もう一点は、議員がよく話されるように、雪国だからこそ待ち遠しい春が来る。厳しさがあるからこそ、その後に待っている太陽の暖かな日差し、自然あふれる土のにおい、木々の芽吹き、生きる力、そういったものを本当に実感、体感できるということです。それは、雪国という厳しい環境を乗り越えるからこそ、そうした喜びが味わえる。つまりは、この雪国に住むことは、子供たちの豊かな感性を育て上げるに必要な部分という捉え方もできるのではないのでしょうか。

雪があるからこそ生活できるという自信と誇りを伝えるとともに、雪国という厳しい環境の中で磨かれた豊かな感性を持つ子供たちを育ててまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 3つの、見ましたけれども、逆にちょっと話しておきたいと思います。

今、答弁を教育長から、教育的な面でさまざまな考えを聞きましたけれども、慣例や見習いでなくて、独自の教育観がよくわかりました。しっかりした考えがあればいいのではないかと思います。今後、時代に合わせ、また人に合わせて、注意深く見守ることが必要ではないかということを思います。

ただし、1つ言いますけれども、今は全般的にボランティア頼りと感じております。非常に

ボランティア、オリンピックかなんか見ますと、何でこんなに多いのかと不思議なんです、そうしたことに社会全体が甘えていないかと私は感じるどころがあります。ボランティア全てよしではないのではないかと。そうしたことも考えて、今後、教育面での配慮をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

次に、産業・交流についてなんですけれども、村長には、真の魅力ということで10日間も考えていただけたことにまず感謝を申し上げたいと思います。

私は2つ、これで言いたいことは、私も何も確信があって言うわけではありません。悪いと言っているわけでもありません。しかし、1つ感じることは、雪は村全体に降ります。南から北まで。なのに、イベントは肘折温泉だけ。やっぱり住民の皆さんも、認知といいますか、共有するという意味では、あれだけ村全域で雪と楽しむ何かということも考えてみる必要があるのではないかと思います。

それと、もう一つなんですけれども、私の言う、人を圧倒する魅力がもっとあるのではないかと。これは言い続けることによって、何か本当に出てくるのではないかと。これは、担当課ではなくて、皆さんそれぞれ雪の魅力、可能性をもっとということを常に考えて、特に若い連中なんかに魅力をアピールするような努力をする必要があるのではないかとということを考えての質問となります。これも答弁は要りません。

一番先の、除雪に関して、もう一回質問したいと思います。

私は除雪に関しては、先ほども言ったんですけれども、工夫、工面をとということを考えております。今、議会報告会では、私有地。私のほうを含めた私有地の除雪も考えなければならぬのではないかとということ、要望あつての話ですけれども、やはり家周辺の除雪しやすさというものも各住民の方が考えて、冬の暮らしに対応した構造に変えるということが大事なんだと思います。無駄なものをなくして除雪しやすいようにということを考えてほしいなということもいつも思っております。

そして、道路の除雪はいいんですけれども、排雪作業に関しては、村道にとは言いません。国道はさすがにきちんとなってますけれども、特に最近県道には本当にしなければならない箇所なのと思われるようなところでも、住民の皆さんの要求があるのかと思いますけれども、不必要などとは言いませんが、首をかしげるような場面にあうときがあります。住民の皆さんも、関係者も、どこまで排雪の必要があるのかという、この境目がつかなくなっているのではないかと感じています。要求が強くなる住民に対して、それにひたすら応える自治体だと。そのような感じに見えます。難しい問題ですけれども、解決するその考えはあるのでは

ないかというようなことを思っております。

それについても、春になくなる雪の話です。そこに悩むことが多過ぎると。こう考えております。ですから、発想の転換が必要だということを言いたいわけです。

その排雪作業に関して、村長に提案といいますか、考えてみたらどうでしょうかということ、を1つだけ言いたいです。

排雪作業は、村道に関しても非常にまめにやっております。今もやっているようですけども、ひとり暮らしとか困った家庭にも除雪など、例えばボランティアでやったり、補助であったり、していますけれども、排雪作業を見てみますと、その機械であの屋根の下とってくれたらみたいな状況は皆さん方、考えたことはないでしょうかと、一つ思います。私はそんなことを、排雪作業を見ていて思います。

きちんと車に積んで排雪するとなれば、そんな余裕は全くないのかもしれませんが、大雪が降っている中での排雪でしたら、ちょっと雪を散らして除雪し出すような形にして、ちょっと排雪作業者のボランティアみたいな、そういうイメージなんですけれども、雪は必ず消えるので、きちんと排雪して持っていかなくてもいいのではないかとこのところをセットにした、例えば集落単位でモデル事業といいますか、ちょっと協定を結んで、ひとり暮らしの家が3軒あって、そこと排雪とセットで1つの形にしてみようではないかと。当然費用の面は、排雪作業量を超えなければいいわけです。その後の排雪する雪の量が少なくなったとしても、それはその地域で我慢といいますか、認めてもらえればいだけだと。費用はかけずに、その排雪作業の中で1つセットをして、やってみると。

これは村長、村内一円という絶対だめになりますね。100%だめな話ですけども、どこか1つモデルの地域を見つけて、排雪作業と住宅の除雪、冬にその組み合わせ、一つ工夫してもいいのではないかと私は思いますけれども、その点について村長の見解を聞きたいと思えます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） いつもながらアイデアマンの矢口議員の考えらしい質問だなと今、思っているところであります。

村内全般であればできない。それは当然かと思えます。ただ、これにもモデル事業という形でするにしても、それで合意を得られればいいんですけれども、なかなか難しいことかなと思っています。

排雪については、私は個々の集落の金額を幾らで抑えるというやり方ではやっていないと思

いますので、その金額の上限といいましようか、枠というか、ちょっと私は勉強不足でわかりません。そういったことの出し方、計画の仕方、その辺が私にはちょっと理解できないと思います。

ただ、いつも言うとおおり、効率よく、しかもきれいになんかやらなくてですね、雪はやっぱり消えるものですよ。ですから、私は排雪が1日、2日でもおくれれば、その分だけ排雪作業の金額は少なくなるなという理解をしています。ですから、村民の方にはできるだけ我慢してねということはお願いはするんですけども、いかんせん、ことのように2月中旬から全然雪が降っていないという状況の中で、春が早く来たように錯覚をしています。

私は思うんですけども、なかなかこのままではいけないと思うんですね。3月のまた中旬、あるいは卒業式のあたりにどか雪が来ないかなと、ちょっと心配もしています。気象変動があって、こういうふうなことなんだと思うんですけども、ただ4年に1回、変なことを言いますけれども、統一地方選挙のある年は雪が少ない、統計的に。これが今まで3回は確実に続いています。

そういうことも含めて、なかなか、アイデアとしてはいいんですけども、大変なことかなと思って今、話をお聞きしたところであります。

この件については、むしろ高山課長あたりがこの辺にどんな答え方をしてくれるのかということ、ちょっと私もお聞きしてみたいと思いますので、高山課長に振らせていただきます。

議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 周知の雪と一緒に村道で除雪した仮置きしている雪を排雪する作業を同時にやってはどうかといった質問の内容だと思いますけれども、実際、例えばですけども、季の里地区などは雪のやり場がないということで、家の前の、玄関前の雪、民地の敷地の中にある雪を村道のほうに朝、前に雪を出して、そういった雪についても当然、村で除雪をやっているわけですので、そういった点を考えますと、今、矢口議員がお話ししたことも、村で検討する必要があるかとは思いますが。

例えば、村のほうではやっていないんですが、村山市では地域一斉除排雪ということで、家の前の市道を通行どめにして、民地の周りの雪を、その民家の方が一斉に道路のほうに出してよこして、それとあわせて市道の路肩に積もった雪を排雪するといった作業をやっているようです。

ただ、村でもまだそういった取り組みはやっていないんですが、今後そういったことも検討

する必要があるかと思えます。私からは以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 確かに、幾ら言われてもどうかなと思うかもしれません。ことしは排雪作業をずっと眺めていまして、実際、自分は自主作業として雇われます。私はボランティア好きというわけではないですけども、ちょっと見ますと、気の毒なのでやってしまうところなんですけれども、市の除雪だったんですが、市の職員から1回も叱られることはなかったんですけども。

それを、例えばひとり暮らしの屋根、ちょっと飛ばす時間が、状況によっていろいろ違うかもしれませんが、ここちょっとなみたいなところを、ちょっとやってやろうと。そんなことは幾らでも可能なのではないかと。場所によります。季の里話に出ましたけれども、やはりそれはその場所によって、いろんな状況が違うのではないかと。今のように、道路除雪をきちんとやりましたよと、文句言われませんと言っても、一人一人の家庭が、午前中からあったように、ひとり暮らしがふえて、高齢者がふえて、大きいカガミノヨウになっても、不便はとれないわけですから。これはやっぱり何か工夫が必要なのではないかということです。

これは村長、やっぱり考えていただかないと、やっぱり村長もボランティア頼りかなと。逃げているのではないかと。私はそういうふうには言いたくはないので、ちょっと考えてみると。そして、やはり公平にという部分はあるかもしれませんが、やはりこれは1つずつ、少しずつ変えていく。村山市のものもテレビ等で見ていますけれども、やはりそれは大きな地区単位でやればそういったことも可能かなと思えますけれども、それをそのまま持ってきて、やるほうも大変です。やはりボランティア頼みになるわけです。

そうでなくて、今、動いている機械の中からちょっと一工夫してということで、大きく変わってくれるのではないかと。

だから費用面は、村長はわからないと言いますが、そのために費用を考えるのではなくて、排雪作業はやりようなので、その中で、例えば業者さんとそういう検討をしていただいて、これからは雪がなくなってくるので、そういう話もできると思います。村内業者も、言われたことをやればいいんだと、そういうものでなくて、村内の方の多数ですから、ひとつ集落単位で考えてみませんか。そうした提案をして、何か今までと違う、お互いの協力体制というものを導き出す。これはやっぱり必要なのではないかということを思います。

何かこのことに対してコメントがあれば。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 矢口議員の今、発言されたことが、もう大蔵村では何十年も前にやっていたなというようなことを、今お話をお伺いしながら思い出したというか、考えたところであります。というのは、大蔵村、特に平たん地と違って、四ヶ村、あるいは肘折地区は想像を超える積雪があります。そういったことで、各民家のおうちに入る道路全て村道にして、大蔵村の除雪機械を使って除雪していただく。そのことが、向こうに住んでいる方々に対して、少しでも暮らしやすく生活しやすいという配慮だったんだなというようなことを私は思っています。

これで、ところが土地の問題、あるいはおうちの建っている場所、そういった等について、全てがそういう対策をできたわけではありません。そういったことで不公平感も出てきているでしょう。

今、除雪をしている中で、村道になっていないところもそういう配慮をさせていただいているということをお聞きしたことがございます。でも、その際については、事故というようなことは必ずこの除雪について回ります。そのことを最大限考えていただいて、除雪をする際には、おうちの人は絶対に出てこないとか、そういう工夫をしないと、逆に仕事をしてあげる、利便性を高めてあげる、その配慮があだになるようなことにもなりかねないということがあります。そういったこともクリアできるような中で、しっかりと対応していければと思っています。

私もどちらかという、自分は情にもろいというか、そういうふうな感じだと思っています。すぐ、まあ年もとってきたものですから、そういった悲しいとか、人が難儀しているようなところの場面を見たり、画像を見たりしますと、涙が出てくるようになりました。そういうことを本当にしてあげたい。その気持ちはやまやまなんですけれども、なかなかそういうことの制約もあるということも、議員自身も御承知いただきたいと思います。

もちろん、そういうことも考えての御提言だと思っていますけれども、私も一工夫、一工面ということは非常に大事なことだと考えております。ぜひ、そういうことが、業者や、あるいは地域との制約の中でできれば、皆さんの了解を得ながらやってまいりたいと思っています。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） くどいんですけれども、一工夫、一工面も遅いくらいかと思います。道路除雪、プラス、ぜひ、全課、業者さんも入れて話し合ってもらいたいということを最後に申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時43分 散会



平成31年 3 月 6 日（水曜日）

第 1 回 大蔵村議会定例会会議録  
(第 2 日目)

---

平成31年3月6日（水曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
危機管理室長	佐藤利男君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長	国分浩一君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
住民税務課長	長南正寿君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
教育委員会次長	矢口真二郎君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

## 議事日程 第2号

平成31年3月6日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 1号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村一般会計補正予算(第7号)
- 第 2 議第 2号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議第 3号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議第 4号 大蔵村職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第 5 議第 5号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 6号 大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 7号 村道路線の認定及び廃止について
- 第 8 議第 8号 監査委員の選任に同意を求めるについて
- 第 9 議第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
- 第10 議第10号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算(第8号)
- 第11 議第11号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第12 議第12号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第13 議第13号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第  
4号)
- 第14 議第14号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算(第3号)
- 第15 議第15号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第16 議第16号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 第17 議第17号 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議第18号 平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19 議第19号 大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について
- 第20 議第20号 平成31年度大蔵村一般会計予算
- 第21 議第21号 平成31年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第22 議第22号 平成31年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算
- 第23 議第23号 平成31年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

- 第 2 4 議第 2 4 号 平成 3 1 年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
  - 第 2 5 議第 2 5 号 平成 3 1 年度大蔵村介護保険特別会計予算
  - 第 2 6 議第 2 6 号 平成 3 1 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算
  - 第 2 7 議第 2 7 号 平成 3 1 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 2 8 議第 2 8 号 平成 3 1 年度大蔵村団地造成事業特別会計予算
  - 第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 第 2 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 第 2 8 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第1号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第1号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めましておはようございます。

きのうは本会議の出席、まことにありがとうございました。

それでは、議第1号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

この議案は、この夏の豪雨災害により、災害復旧事業等に予算の不足が見込まれることから、地方自治法の規定により専決処分をしたものです。

詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

平成31年3月5日提出

大蔵町長 加藤正美

それでは、専決予算書の2ページをお願いいたします。

専第1号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,040万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年1月15日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業、2億9,200万円でございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。

第3表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前の限度額8,740万円、補正後の限度額1億3,660万円、合計6億2,190万円が補正前、補正後が6億7,110万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、10ページをお願いいたします。

2. 歳入

11款分担金及び負担金2項負担金3目農業水産業費負担金23万円。

13款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金9,871万6,000円。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金246万2,000円。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金659万2,000円。

20款1項村債10目災害復旧債4,920万円。

次のページをお願いいたします。

### 3. 歳出

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費315万3,000円。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費 1 億5,404万7,000 円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第2 議第2号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第2号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、道路法施行令の一部改正に伴い村の道路占用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第2号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

大蔵村道路占用料徴収条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

次のページに各種電柱、電線等の道路占用料を記載しております。

提案理由を申し上げます。

国土交通省の道路占用料の改定に伴い、村の道路占用料も改定するものでございます。

以上、御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第3号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第3号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、道路法施行令の道路占用料の改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第3号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

大蔵村法定外公共物管理条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

こちらのほうも先ほどの村道の道路占用料の改定に伴い、法定外公共物の占用料を改定するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第4号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第4号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第4号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、職員の特別休暇のうち、子の看護休暇について条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第4号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2（14）項の項中「小学校」を「中学校」に改める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議第5号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第5号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第5号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の2の見出し及び本文中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第46項」に改める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出。

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものでございます。

詳細説明をいたします。

本文中「法附則第15条第47項」とあるのは、地方税法附則のことであり、昨年の9月定例議会で御可決いただいた税条例一部改正の中の中小企業等が導入する償却資産に係る固定資産税について、課税標準の特例割合をゼロと定める内容でございます。

本文中の「47項」が「46項」に項がずれたことによるこのたびの改正となります。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第6号 大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第6号大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、技術士法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。
- 地域整備課長（高山和広君） 議第6号大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村水道法施行条例の一部を改正する条例。

大蔵村水道法施行条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附則

（施行期日）

- 1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2、この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の大蔵村水道法施行条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由を申し上げます。

水道法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第148号）の施行に伴い、大蔵村水道法施行条例で定めている水道管等の布設工事の監督者の資格について改正するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第7号 村道路線の認定及び廃止について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第7号村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号村道路線の認定及び廃止について。

この議案は、団地造成による新設される村道の認定及び国道458号熊高地内の道路改良により接続する村道の起点が変更したため、認定及び廃止をするものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第7号村道路線の認定及び廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり村道の路線を認定及び廃止する。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページをごらんください。

認定する路線は、熊高・平林線と合海8号線でございます。

起点、終点につきましては、記載のとおりでございます。

廃止する路線は、熊高・平林線としております。

提案理由を申し上げます。

大蔵村団地造成工事により新設される村道の認定及び国道458号熊高工区の道路改良工事により、接続する村道熊高・平林線の起点が変更となることから提案するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） 反対賛成ではありません。確認です。団地を建てたんですけれども、熊高・平林線は廃止になるんですけれども、認定もありますけれども、皆さんがわかるようにどの辺なのか、番地ではわからないので。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 村道熊高・平林線ですけれども、起点が国道458号、下熊高地

内の蟬ノ沢地区に行く部分が起点となっております。蟬ノ沢地区、小滝地区を経由して、その後道路そのものはないんですが、上からのナワジのほうをお願いして、最終的に平林地区の小坂野に出まして、平林地区の中野地区、村道折渡・平林線のほうに接続する路線となっております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議第8号 監査委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第8号監査委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号監査委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、監査委員の土屋徹氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水2595番地、土屋徹氏を同委員に選任したいので、地方自治法の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第9 議第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第9号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第9号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の伊藤美恵子氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水2514番地、伊藤美恵子氏を同委員に選任したいので、地方税法の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第10 議第10号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第10号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から1億1,200万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,840万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に、債務負担行為につきましては「第3表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第10号、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,840万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正。

1. 追加。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業基盤整備促進事業(大蔵5地区)、金額600万円。

8款土木費6項住宅費、団地造成事業特別会計繰出金、金額1,876万円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、事業名が農業用施設災害復旧事業、金額4,500万円。事業名、民有林道災害復旧事業、金額4,550万円。

合計で1億1,526万円。

2. 変更。

9款消防費2項消防費、事業名、肘折地区防災拠点施設整備事業、補正前の金額が1億7,440万円、補正後の金額が1億3,670万円でございます。

次のページ、7ページでございます。

第3表 債務負担行為補正。

変更。

肘折いでゆ館等指定管理委託事業。期間、平成31年度から平成32年度まで。補正前の限度額が4,600万円、補正後の限度額が5,200万円でございます。

次のページをお願いいたします。 8 ページです。

第4表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、公共事業等債、補正前の限度額1,240万円、補正後の限度額2,420万円。緊急防災・減災事業債、補正前2億2,150万円、補正後2億4,310万円。辺地対策事業債、補正前3,860万円、補正後5,040万円。過疎対策事業債、補正前1億8,190万円、補正後1億4,560万円。災害復旧事業債、補正前1億3,660万円、補正後1億5,130万円。

合計で補正前が6億7,110万円、補正後が6億9,470万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、12ページをお願いいたします。

## 2. 歳入

9款1項1目地方交付税193万8,000円。

11款分担金及び負担金2項負担金1目総務費負担金22万8,000円の減。2目民生費負担金7万4,000円の減。

12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料150万円。

2項手数料1目総務手数料11万円の減。2目衛生手数料3万円。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金43万6,000円の減。2目災害復旧費国庫負担金248万6,000円の減。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金45万4,000円。4目土木費国庫補助金1,164万9,000円。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金22万5,000円の減。

2項県補助金。次のページをお開きください。

2目衛生費県補助金9万5,000円の減。4目農林水産業費県補助金1,509万5,000円の減。5目土木費県補助金170万円の減。

3項委託金1目総務費委託金10万円の減。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金16万7,000円。

2項財産売払収入1目物品売払収入60万円。4目生産物売払収入3万7,000円。

16款1項寄附金1目一般寄附金7,900万円の減。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,500万円。2目ふるさと活性化事業基金繰入金1,000万円の減。

次のページをお願いいたします。

3目ふるさと大蔵村応援基金繰入金2,300万円。4目公共施設等整備振興基金繰入金7,921万2,000円の減。

19款諸収入4項雑入4目過年度収入44万9,000円。5目雑入166万3,000円の減。

20款1項村債4目農林水産業債60万円の減。5目商工債790万円。6目土木債2,190万円の減。7目消防債3,350万円。8目教育債1,000万円の減。10目災害復旧債1,470万円。

次のページをお願いします。

### 3. 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費30万円。3目財政管理費7,883万2,000円の減。5目財産管理費2万2,000円。6目企画費117万9,000円の減。8目地域振興費1,235万6,000円の減。10目村営バス事業費81万円の減。11目諸費、諸費については財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費、これについても財源内訳の変更でございます。

5項統計調査費2目統計調査費、これについても財源内訳の変更でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費54万4,000円。3目老人福祉費49万4,000円。5目国民健康保険費60万円の減。7目後期高齢者医療費40万2,000円の減。

2項児童福祉費、次のページをお開きください。1目児童福祉総務費6万円。2目児童福祉施設費34万7,000円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費96万9,000円の減。3目母子保健事業費、これは財源内訳の変更となります。4目予防費28万1,000円。7目浄化槽費147万7,000円の減。

3項1目簡易水道費598万2,000円の減。

次のページをお開きください。

5款労働費1項労働諸費1目労働費19万円。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費239万2,000円。2目農業総務費68万8,000円。3目農業振興費2,426万8,000円の減。6目農地費271万1,000円の減。

次のページをお願いします。

2項林業費1目林業総務費3万9,000円。2目林道整備費121万5,000円の減。

7款1項商工費3目観光費28万円の減。4目スキー場管理費、これは財源内訳の変更です。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費540万円の減。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費2目道路維持費2,967万6,000円。3目道路新設改良費1,611万2,000円の

減。4目橋りょう維持費、こちらは財源内訳の変更でございます。

3項河川費1目河川総務費6万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費118万9,000円の減。

6項住宅費1目住宅管理費1,876万円。

9款1項消防費1目非常備消防費138万7,000円の減。2目消防施設費482万2,000円の減。4目危機管理費1,696万6,000円。5目防災無線管理費68万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費214万3,000円の減。3目スクールバス運行管理費44万4,000円。

2項小学校費1目学校管理費20万円の減。

3項中学校費1目学校管理費13万1,000円の減。

次のページをお開きください。

4項社会教育費1目社会教育総務費2万5,000円の減。2目公民館費88万9,000円の減。3目生涯学習センター管理費1,242万7,000円の減。4目生涯教育推進費6万5,000円の減。5目芸術文化振興費12万1,000円の減。6目文化財保護費36万2,000円の減。

5項保健体育費3目運動公園管理費138万2,000円の減。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費、財源内訳の変更です。

2目林業災害復旧費172万円の減。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費300万円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 歳入のほうなんです、14ページ、財政調整基金繰入金があるんですが、仮にこの原案が可決した場合、残高は幾らぐらい残っているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今回の御質問ですが、予算上では3億800万円、約900万円、（「ざっくりでいいです」の声あり）済みません。22年度末の残高が7億8,700万円でございます。ですから4億8,000万円ぐらいの残高になる予定でございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤勝君。

- 7番（佐藤勝君） 15ページの農業費補助金の中で、中山間地域等直接支払交付金の77万7,000円出ていますが、これは普通1期5年で金は変わらないと思ったんですけども、変わったやつはどうなんですか。
- 議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。
- 産業振興課長（越後享君） 単年でそれぞれ取り組みによってその補助金が交付決定されるわけです。その結果、今年度の実績によって取り組み面積の変更がございまして、この分が減るというふうなことでございます。以上です。
- 議長（鈴木君徳君） 7番佐藤勝君。
- 7番（佐藤勝君） 面積少なくなればやっぱり交付が少なくなる。それはわかるんですけども、変更そう簡単にできるんですか。災害かなんか関係していますか。
- 議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。
- 産業振興課長（越後享君） 計画変更をその都度実施をしまして、それが認められる段階で変更交付決定がされてきます。最終的に実績によって金額が変わりますので、この金額を減額するということになります。以上です。
- 議長（鈴木君徳君） 佐藤勝君。
- 7番（佐藤勝君） 3回目だけれども、同じ質問はやりたいけどやりません。わかりました。
- それで、この金額とかそういうの一切関係なしで、きのうちちょっとある人から質問されたんですけども、災害復旧、春作業まで間に合うようにできるだけ早く発注してもらいたいと要望ありました。そういうのを発注とかなんかいつごろになるのか聞いてほしいということです。皆さんがいる中で言ってもらえればありがたいんですけども。
- 議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。
- 産業振興課長（越後享君） 申しわけありません。小災害復旧のほうでしょうか、それとも、（「県から査定も大体終わったと思うので、災害復旧の予算も出ているはずなので、いつごろから発注して、できれば春の農作業まで間に合わせるような発注できないものか」という相談でした」の声あり）災害査定を受けた部分につきましては、農地につきましては、桂のため池のみです。これにつきましては、この議会が終了した段階で繰り越し承認をいただいて、発注いたします。以上です。（「わかりました」の声あり）
- 議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。
- 9番（長南正一君） 15ページの一般寄附金の件ですけども、ふるさと納税で7,900万円ほど29年度より30年のほうが少ないということなんですけれども、この要因はどのような分析

をしているのか伺います。

それからもう一点、続けてですけれども、19ページの歳出でふるさと納税の謝礼品が150万予算化になっています。寄附金が少ないのに謝礼品が多くなったというのはどういう形なのか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） まず、第1点目の御質問です。

要因ということだと思います。皆さん御承知のとおり、総務省のほうで返礼品を3割に抑えなさいという通達が出ております。うちのほうはその時点で3割に抑えている。ある自治体においては、制度的な問題ということで、強硬に出るまで引き続きやっている自治体も報道されているとおり、御承知だと思います。一極に、今のところ、そのところに集中しているというような状況で、各町村、大蔵村ならず下がっているというようなことでございます。それがまず下がっている要因です。一生懸命PRはしているんですが、やっぱり返礼率の高いところに集中する傾向がございますので、いたし方ないのかなと考えています。

第2点目の件なんですけど、これも皆さん御承知のとおり、平成29年度においてうちのほうは1億5,000万円ほど年間で集めておりました。その主なものは米でございます。大蔵村の米ですが、一度に60キロとか、120キロ送っても、寄附をいただいた方が処理できないというので、便宜上何分割かして送っている傾向にあります。ですから、昨年度分の米を送るための増額ということで御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 大蔵村の返礼品については、ある程度3割近い形での返礼品、今まで継続してきたと思います。総務省が指導したかなり高額な返礼品については指導して減額ということになるかと思えますけれども、大蔵村はもともと3割近い形での返礼品の取り組みでなかったかなと、そんなふうに思っているわけです。それでもこんなに影響が出るということはかなり大きいことですので、これを継続して今までやってもらった方々に対しても納税を促すというかな、そういうようなお願いはどうなっているのか。また、できれば1億5,000万まで伸びたものをみすみすこういう形で減額になるというのは財政にとっても非常に大きいマイナスだと思いますので、その辺の努力はしっかりやっていただきたいと思います。

その3割ということに関しては違うんですか。今までとこれからと。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 基本的には3割でしたが、価格の変動とかも当然ございますし、返

礼品の、価格の変動とかもございまして、実質4割ぐらいのものもございました。5割近いものも当然ありました。その部分を精査して現在では3割以内に抑えているということでございます。担当課としましても、先ほど課長も言いましたが、一極に集中している傾向がございまして。一市に。それを総務省のとおり、3割に変えればまた各町村にその分が分散されるのであろうと、ですから、今現在の金額よりは伸びるであろうと、返礼品についても主に米なものですから、大蔵村の米は非常に感触的には返礼品としては非常にいい感じが出ていますので、また寄附者が戻ってくるのではないかというふうな希望的観測で今現在PRしているところなんです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 6番八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） ただいまの件ですけれども、たしかうちのほうはふるさとチョイスをネット上で公開していると思いますけれども、ちょっと前にも聞いたことあったんですけれども、さとふるというやつありますよね。ネット上で。それが結構大きい形でやっていて、全国的に知名度が高いというふうな話も聞いたんですけども、そういうネット上の大きいほうにちょっとそういう検討するということは考えないんですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） ただいまの御質問ですが、例えばうちのほうでもいろいろなそういう業者さんのほうにお願いすれば絶大な効果が出ると思いますが、何分にも登録すればそれだけの手数料もかかりますので、広げればオーケーかなというものでもないのかなと、業者選択にしては今後手数料の安い、そしてPR効果の大きい事業者をもう一度検討してみたいなというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 歳出のほうで18ページと19ページの企画費の中の委託料で120万の減となっていますが、ふるさと人材育成研修事業委託料なんですけど、この中身を詳細教えていただきたいのと、減額になっているということは事業として実際は余りやれなかったんじゃないかと思うんですが、こういった地域おこし協力隊も含めてなんですけれども、こういったものが必ずしも予算上はうまくいっていないように見えるんですが、その辺の状況を質問します。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） ふるさと人材育成研修事業の中身という御質問なんですけど、先進地の研修でございまして。うちのほうでテーマを絞って、村内から募集をして県外のほうに、遠

いところになります。そちらのほうに先進地の研修に行くという事業でございます。

以前から村民のほうに募集をしていたんですが、人数が集まらないということで、実際の話は各関係団体をお願いをして、今まで行っていた経緯がございます。ただ、それでいいのかという内部での話もありまして、本年度は検討期間と、検討年として来年度からもう少し皆さんが参加しやすいような時期、それから行き先を検討して来年度に向けて事業をまた別の方法でやりたいなと考えておりますので、ことしは実施しなかったということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 研修に行くほうも、来てもらう、これと対比するわけではないですが、地域おこし協力隊も残念ながら集まっていないということで、いろいろ要因等を尋ねても会議でも出てくるのはよく理由がわからないということで、なかなか私個人的にはいろんなところに行ってアピールして、地域おこし協力隊等々になってくれないかということで、個人的に要請はしているんですが、この御時世人手不足もありまして、なかなか待遇はいろいろと書いてはいるんでしょうけれども、地域おこし協力隊なかなか集まらないというか、私自身も苦慮しているところではあります。そういった意味でことしは考える年にしたいということで、ふるさと人材育成研修ということありましたけれども、こういう形で地域に人が残るような取り組み、あと地域おこしについてぜひ果敢に、もちろんお金使えばいいというものではないので、精査しながらですが、果敢に取り組んで成功させていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。どうでしょうかという大変だ。感想です。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） うちのほうとしても同じ意見でございます。できる限り住民の方々から理解をしていただいて、先ほど言いましたが、参加しやすい先進地視察等にしたいと思いますので、御協力のほうをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 29ページの13節の委託料700万円の件ですけれども、村道柳渕豊牧線の雪崩防止柵ということで、どのような工事を想定してすることになっているのか。その点について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 柳渕豊牧線の雪崩防止柵設置調査設計業務でございますけれども、こちらのほうは豊牧地区の蔦郷のほうに上っていく村道と里道地区のほうにおりていく

村道の三差路の部分、ちょうど上面の切り土ののり面のほうがモルタル吹きつけになっていて、毎年のように雪崩が発生しています。どうしてもモルタル吹きつけということで雪が滑りやすいということでそのあたり発生しております。二、三年ぐらい前にもそこで雪崩がありまして、道路全部埋めて高さ大体2メートルか3メートルぐらいの規模で村道全体を埋塞してしまったという経過があります。そういったことを踏まえて今回村のほうで雪崩防止柵を設置したいというふうに考えています。ただ、対策工法については、これから現地の測量ですとか、あとは地質調査などをやってどういった格好の防止施設が有効か検討していきたいと考えております。具体的な対策工事についてはこれから検討していくことになります。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） どういう形の工事になるのかこれからということですので、今課長言われたように大変危険な箇所でもありますので、ぜひ有効的な対策を講じていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから……、長南正一君。

○9番（長南正一君） では、もう一点、25ページの蕨野の農道の舗装工事ですけれども、100万円ほど当初予算で予算化になったのが減額ということだと思います。契約調書を見ると、もう既に去年の11月ですか、その件について同じ箇所だと思うんですけれども、その契約調書を見ると蕨野の農道舗装工事ということで完了予定が3月12日ということで事業費も250万ということになっていますけれども、当初予算の減額をしてさらにこういった形で契約も済ませて、そのいきさつはどうなっているのかお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） 平成30年当初に関しては、工事の進捗は御理解いただいていると思うんですが、下層路盤まで銅山川の直轄地すべり砂防工事のほうで実施していただくと、村では舗装工事をやるという約束で計画をしておりましたが、直轄の地すべり工事のほうの復旧が12月にずれ込んで、降雪に影響して、舗装工事ができなくなったという状況でございます。そのために今年度予算を一旦減額させていただいて、31年度の新年度予算に計上させていただくというふうなことになります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） その内容について、いきさつは大体検討つくんですけれども、その契約調書を見るともう既に30年度予算で契約済みということになっていないんですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） 蕨野の農道舗装工事については、まだ契約もしていませんし、（「契約調書でやっているのは別」の声あり）済みません。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 申しわけございませんけれども、いつの契約調書なんでしょうか。多分出納検査の調書だと思うんですけども、何月の（「12月」の声あり）12月という、別の工事やっています。同じような。（「蕨野となっていますよ」の声あり）契約調書に出ているということは、契約した工事を出しているはずですので。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） 当初は11月、12月中に発注をして、降雪前に完了する予定でありました。ただ、銅山川の直轄地すべりの事業の進捗状況から降雪前には完了できないということで、舗装工事も当然降雪前には間に合わないというふうなことがあったので、契約はしていません。以上です。予定はしておりました。（「わかりました。この項目には契約月日と契約予定、済みということで項目載せてあるので、そうすると契約予定ということで、我々は見ればそれでいいわけですか」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで一旦休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解きまして、会議を行います。

では、ただいまの説明に対して、越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） ただいまの長南議員の質問でございますけれども、監査資料の中で議員の皆さんにお配りしている資料の調書の中で、天保地区の基盤整備事業と蕨野農道舗装工事がダブってございまして、計上されていたようです。その資料の訂正ということで、蕨野農道舗装工事については、契約をまだしていませんし、契約金額もありませんということでございます。したがって、先ほど説明させていただいたように、今年度は発注できなかったため、降雪のために、予算を減額させていただいて、融雪後新年度予算で舗装工事を発注させていただきたいということでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 今の件についてですけども、あとは新年度、そういう形でしていただ

ければ、それはそれで私も納得しますので、よろしいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第11号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第11号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 説明の前にただいまの質問に対してそういった資料を提供してしまったということ、大変申しわけなく思っています。今度そういったことのないように注意をしたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

議第11号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から60万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,541万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より、議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の40ページをお願いいたします。

議第11号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,541万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

46ページをお願いいたします。

## 2. 歳入

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金60万円の減。

48ページをお願いいたします。

## 3. 歳出

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分733万5,000円の減。2目退職被保険者等医療給付費分3万2,000円の減。

2項後期高齢者支援金分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分213万1,000円の減。2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分1万円の減。

3項1目介護納付金分112万4,000円の減。

次の50ページをお願いいたします。

6款2項保健事業費1目保健衛生普及費4万円。

7款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金950万円。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金9目その他償還金49万2,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 48ページの歳出ですが、医療、後期高齢、介護納付金、それぞれ納付金が減額になっているわけですが、中長期的に見なければいけないので、それで積立金に回していると思うんですが、平成30年度分で言えば、国保税ちょっと集め過ぎてしまったんじゃないでしょうか。ざっくりばらんに言えば。どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 歳出においては、例えばことしも最近の支出なんですけれども、29年度の医療給付費が返還ということで多分医療費がかからなかったという理由もあるんでしょうけれども、1回に千万ぐらいの支出等もありますので、一概に保険料集め過ぎというよりも県の一本化もあってまだ県のほうでも安定した納付金の額が定まっていなような気もいたします。と申しますのは、あしたの新年度予算ですけれども、納付金の額が8%ほどまた30年度より31年度にかけて上がるような傾向ですので、保険料も30年度においては資産

割を撤廃したこともありますので、さほど税のほう集め過ぎというような感覚では持っておりません。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 中長期的なことも考えるのが当局でしょうけれども、単年度で見ると、そういう形になって、あした以降の予算でも納付金が上がっているというのは私も聞いています。不安定だということはわかるんですけども、この部分については積立金に入れたということで理解していいんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 積立金については、ここ数年を見ると、残高平均が6,000万ほどです。今回もお認めいただくと期末残高が大体7,300万円ということで、前にも基金が多過ぎたのではないかというような質問もありましたけれども、先ほども申しあげましたとおり、過年度の医療費の関係でお金を戻したりというような支出額が大きな年もあるので、基金としてはある程度持つておかないと不安定だと思っております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第12号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第12号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から829万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,837万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整

備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の54ページをお願いいたします。

議第12号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ829万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,837万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

57ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額が3,540万円、補正後の限度額が3,390万円。過疎対策事業債、補正前が3,530万円、補正後が3,380万円。合計、補正前が7,070万円、補正後が6,770万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

62ページをお願いいたします。

## 2. 歳入

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目水道使用料68万6,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金598万2,000円の減。

6 款 1 項村債 1 目水道債300万円の減。

次のページをお願いいたします。

## 3. 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費332万8,000円の減。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費412万7,000円の減。

3 款諸支出金 1 項 1 目水道使用料還付金84万1,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 3 議第 1 3 号 平成 3 0 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計  
補正予算（第 4 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第13号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第13号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から790万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,588万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の68ページをお願いいたします。

議第13号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ790万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,588万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の廃止及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

それでは71ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、変更前の限度額が720万円、補正後の限度額が360万円。過疎対策事業債、補正前が720万円、補正後が350万円。

合計、補正前が3,940万円、補正後が3,210万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

77ページをお願いいたします。

## 2. 歳入

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業費分担金20万6,000円。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料37万5,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金118万9,000円の減。

6 款 1 項村債 1 目下水道事業債730万円の減。

次のページをお願いいたします。

## 3. 歳出

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費14万円。

2 項 1 目公共下水道事業費788万9,000円の減。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付金 1 目下水道使用料還付金15万9,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第14号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第14号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から541万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,139万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の82ページをごらんください。

議第14号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ541万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,139万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

88ページをごらんください。

## 2. 歳入

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入405万円の減。2目社会保険診療収入73万3,000円。3目後期高齢者診療収入240万円の減。4目一部負担金20万円の減。5目その他の診療収入135万2,000円。

4 款 1 項 1 目繰入金100万円の減。

6 款 1 項諸収入 1 目雑入15万円。

次のページをごらんください。

### 3. 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費557万5,000円の減。 2 目医師住宅管理費16万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7 番 7 番佐藤勝君。

○7 番（佐藤勝君） この収入がどんと減っていますけれども、どんなふうな対策をしたらいいのか、人が少なくなったのか、どういうふうになったのか、少ないほうがいいことは間違いありませんけれども、どんな解釈をすればいいのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療収入が減額になったということにつきましては、人口減少による自然減ということもありますし、あと国民健康保険とか、後期高齢者の保険証を使っているかも確認したところ、年々減っているということもあります。それに伴って診療所の利用者も年々減っている状況でありまして、その分で減額したという内容であります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 5 議第 1 5 号 平成 3 0 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第15号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に411万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,100万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

すが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 94ページをお開きください。

議第15号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,100万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

100ページをお開きください。

## 2. 歳入

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料102万9,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金79万円。

2 項国庫補助金1目調整交付金19万7,000円。

4 款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金110万6,000円。

5 款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金49万3,000円。

7 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金49万5,000円。

次のページをお開きください。

## 3. 歳出

2 款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費120万円。2目地域密着型介護サービス給付費50万円。

4 項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費165万円。

5 項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費60万円。

次のページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費2目任意事業費、これは節の組み替えとなっております。

5 款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金16万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第16号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第16号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から188万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,621万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは補正予算書の108ページをお願いいたします。

議第16号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,621万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

114ページをお願いいたします。

2. 歳入

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目浄化槽整備事業分担金 6 万6,000円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項浄化槽使用料 1 目浄化槽使用料34万1,000円の減。

3 款 1 項 1 目繰入金147万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1 款浄化槽整備事業費 1 項 1 目浄化槽管理費26万4,000円の減。

2 項 1 目浄化槽整備事業費162万円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと早いですけれども、ここで休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

日程第17 議第17号 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第17号平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から64万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,475万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の120ページをお願いいたします。

議第17号平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,475万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤正美

126ページをお願いいたします。

2. 歳入

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料124万1,000円の減。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目保険基盤安定繰入金40万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金164万3,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第18号 平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第18号平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額から314万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,866万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の132ページをお願いいたします。

議第18号平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,866万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

135ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

1 款団地造成事業費 1 項団地造成事業費、事業名、団地造成事業。金額が4,010万円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、住宅用地造成事業債。補正前の限度額が6,100万円、補正後の限度額が5,210万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

140ページをお願いいたします。

2. 歳入

3 款 1 項村債 1 目団地造成事業債890万円の減。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金576万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1 款 1 項 1 目団地造成事業費314万円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議第19号 大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） ここで日程第19の資料配付のため若干の休憩をします。

午後 1 時 1 4 分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（鈴木君徳君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

日程第19、議第19号大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について。

この議案は、平成30年11月14日に議会の議決を得て進めておりました大蔵村団地造成工事について変更が伴ったため、大蔵村大字清水2309番地の1、株式会社八鍬土建、代表取締役、八鍬欣治と工事請負契約の一部を変更するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第19号大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について。

平成30年11月14日に建設工事請負契約をした大蔵村団地造成工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 大蔵村団地造成工事の請負
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 工 期 変更前 平成30年11月20日～平成31年3月19日  
変更後 平成30年11月20日～平成31年7月31日
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水2309番地の1  
株式会社八鍬土建  
取締役社長 八鍬欣治

平成31年3月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

提案理由を申し上げます。

当初の工期を平成31年3月19日までとしておりましたが、平成30年12月から1月のまとまった降雪により盛り土工など工事目的物の品質の低下が懸念されるため、工期を延長して施工す

るものでございます。

今配付しましたこちらの資料ですけれども、これが変更契約書の写しであります。完成期日を平成31年7月31日としております。今回の契約では請負代金の変更はございません。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議第20号 平成31年度大蔵村一般会計予算

日程第21 議第21号 平成31年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第22 議第22号 平成31年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

日程第23 議第23号 平成31年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算

日程第24 議第24号 平成31年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第25 議第25号 平成31年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第26 議第26号 平成31年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

日程第27 議第27号 平成31年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議第28号 平成31年度大蔵村団地造成事業特別会計予算

○議長（鈴木君徳君） 次に、平成31年度予算関係議案でありますので、日程第20、議第20号から日程第28、議第28号まで平成31年度当初予算関係9議案を一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第20、議第20号から日程第28、議第28号までの平成31年度当初予算関係9議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、新年度予算案、議第20号から議第28号までを一括提案申し上げ

げます。

議第20号平成31年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,000万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨定めるものでございます。

議第21号平成31年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億700万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨定めるものでございます。

議第22号平成31年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は、簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,990万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第23号平成31年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,350万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第24号平成31年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,790万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表

地方債」に記載のとおりでございます。

議第25号平成31年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,100万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨定めるものでございます。

議第26号平成31年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2,380万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

議第27号平成31年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,630万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

議第28号平成31年度大蔵村団地造成事業特別会計予算。

この議案は、団地造成事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ330万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

以上、各会計の平成31年度当初予算につきましては、それぞれ担当課長に詳細説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第20号から議第28号まで平成31年度当初予算関係9議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第20号から議第28号までの平成31年度

当初予算関係9議案については、議員全員10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

---

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木君徳君） 日程第29、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第29、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員の大山真照氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字南山番外1番地、大山真照氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。諮問されております大山真照氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、大山真照氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

---

日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木君徳君） 日程第30、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第30、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員の小屋久好氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水3427番地48、小屋久好氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない

いようですから質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。諮問されております小屋久好氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、小屋久好氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

---

### 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木君徳君） 日程第31、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第31、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員の長南智美氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字南山782番地、長南智美氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。諮問されております長南智美氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、長南智美氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

お諮りいたします。

3月7日から予算審査特別委員会のため3月8日午後1時まで本会議を休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、3月8日午後1時まで予算審査特別委員会のため本会議を休会いたします。

なお、予算審査特別委員会は3月7日午前10時から開会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月8日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時30分 散会



平成31年 3 月 8 日（金曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 3 日目)

---

平成31年3月8日（金曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
危機管理室長	佐藤利男君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長	国分浩一君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
住民税務課長	長南正寿君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
教育委員会次長	矢口真二郎君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議事日程 第3号

平成31年3月8日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 予算審査特別委員会付託の議案

議第20号 平成31年度大蔵村一般会計予算

議第21号 平成31年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第22号 平成31年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

議第23号 平成31年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第24号 平成31年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第25号 平成31年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第26号 平成31年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

議第27号 平成31年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成31年度大蔵村団地造成事業特別会計予算

第2 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

第5 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（鈴木君徳君） 3月7日からの予算審査特別委員会、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第20号から議第28号までの予算関係議案9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。9番長南正一君。

○予算審査特別委員長（長南正一君） 御報告申し上げます。

去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました予算関係9議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第20号、平成31年度大蔵村一般会計予算、議第21号、平成31年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第22号、平成31年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算、議第23号、平成31年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議第24号、平成31年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第25号、平成31年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第26号、平成31年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算、議第27号、平成31年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算、議第28号、平成31年度大蔵村団地造成事業特別会計予算の9議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第20号から議第28号までの予算関係議案9件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、議第20号から議第28号までの予算関係議案9件については、いずれも原案のとおり

可決されました。

---

日程第2 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

総務文教常任委員長より申出書の説明を求めます。4番矢口 智君。

○総務文教常任委員長（矢口 智君） 本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

(1)財政、政策推進、消防防災に関する事務調査

(2)税務に関する事務調査

(3)住民福祉、健康衛生に関する事務調査

(4)教育行政に関する事務調査

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は

閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

### 日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

産業建設常任委員長より申出書の説明を求めます。長南正一君。

○産業建設常任委員長（長南正一君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

##### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

##### 2. 具体的な事項（目的）

(1)産業振興に関する事務調査

(2)地域整備に関する事務調査

(3)農業委員会に関する事務調査

##### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

##### 4. 調査期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は

閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員長より申出書の説明を求めます。中島幸夫君。

○議会運営委員長（中島幸夫君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

(1)議会運営に関すること

(2)議会の会議規則、委員会条例等に関すること

(3)議長の諮問に関すること

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

日程第5 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

議会広報調査特別委員長より申出書の説明を求めます。4番矢口 智君。

○議会広報調査特別委員長（矢口 智君） 本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

(1)議会広報の調査について

(2)議会広報の取材、資料収集について

(3)議会広報の編集、校正について

(4)議会広報の発行について

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

ここで、皆様にお願ひがあります。

多くのとうとい命を奪ひ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、明けて月曜日11日で8年目を経過しようとしています。

この震災で犠牲となられた方々の無念と、最愛の肉親を失われた御家族の深い悲しみに思いをいたしますとき、まことに痛恨のきわみであり、哀悼の念にたえません。

ここに、亡くなられた方々のみたまに対して、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立お願ひします。

黙禱。

[全員起立・黙禱]

○議長（鈴木君徳君） 黙禱を終わります。

御着席お願ひします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午後1時18分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員